

平成22年第2回定例会
生活文化環境森林常任委員会

説明資料

【議案補充説明】

1. 議案第7号「三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部
を改正する条例案」・・・1

【請願説明】

2. 長田地区内の産業廃棄物処分場に不法投棄されている
産業廃棄物の全量撤去を求める請願の処理経過・・・26

【所管事項説明】

3. 「『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答（当部所管分）・・・31
4. 県民しあわせプラン第三次戦略計画（仮称）素案（当部所管分）・・・32
5. 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告・・・33
6. 指定管理者選定の進捗状況・・・46
7. 三重県環境基本計画中間案・・・61
8. 三重県廃棄物処理計画中間案・・・66
9. RDF焼却・発電事業・・・70
10. 桑名市五反田事案に係る特定支障除去等事業実施計画（案）・・・79
11. みえ生物多様性地域戦略（仮称）中間案・・・85
12. 三重の森林づくり実施状況（平成21年度版）・・・88
13. 審議会等の審議状況・・・90

平成22年10月4日

環境森林部

1. 議案第7号「三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案」

1 改正内容

生物多様性の保全に対する社会的要請等から、生物の多様性の確保のための施策を充実するため自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律が平成21年6月30日に公布され、平成22年4月1日から施行されました。

法改正の趣旨を受け、三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例においても、県立公園、自然環境保全地域における自然環境の保全対策の強化等を図るため、県立公園の特別地域等における規制の対象となる行為の追加、生態系の維持又は回復をはかるための事業の創設等の措置を講ずる条例の一部改正を行うものです。

2 三重県立自然公園条例の一部改正

(1) 目的規定の改正(第1条)

「生物の多様性の確保」を目的規定に追加する。

(2) 公園事業の執行に関する規定の整備(第8条の2～第15条の2)

県以外の者が公園事業を執行する場合に必要な事項の規定について、規則から条例へ移行する。

(3) 特別地域内の行為規制の項目の拡充(第16条)

- ①特別地域内の知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- ②特別地域内の知事が指定する区域内において、知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- ③特別地域内の知事が指定する区域内において、知事が指定する動物を放つこと。

(4) 生態系維持回復事業の創設(第30条の2～第30条の5)

県立公園における生態系の維持又は回復を図るため、知事は生態系維持回復事業計画を作成し、これに従って生態系維持回復事業を行うとともに、県等の公的主体以外の者についても、知事の認定を受けて、当該事業を実施できる規定を創設する。

(5) 罰則規定の追加(第45条～第52条)

公園事業に係る原状回復命令等に対する罰則を設ける等、罰則を追加する。

3 三重県自然環境保全条例の一部改正

(1) 特別地区内の行為規制の項目の拡充(第 11 条)

- ①特別地区内の知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- ②特別地区内の知事が指定する区域内において、知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- ③特別地区内の知事が指定する区域内において、知事が指定する動物を放つこと。

(2) 生態系維持回復事業の創設(第 15 条の2～第 15 条の5)

自然環境保全地域における生態系の維持又は回復を図るため、知事は生態系維持回復事業計画を作成し、これに従って生態系維持回復事業を行うとともに、県等の公的主体以外の者についても、知事の認定を受けて、当該事業を実施できる規定を創設する。

(3) 罰則規定の追加(第 51 条～第 54 条)

罰金の最高額について、三重県立自然公園条例における水準と同程度の水準に引き上げ。

○三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案新旧対照表(第一条関係)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 指定、公園計画及び公園事業(第五条—第十五条の二)</p> <p>第三章 保護及び利用(第十六条—第三十条)</p> <p>第三章の二 生態系維持回復事業(第三十条の二—第三十条の五)</p> <p>第四章(第七章 (略))</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 公園計画 三重県立自然公園(以下「県立公園」という。)の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。</p> <p>三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、県立公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。</p> <p>四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、県立公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。</p> <p>(公園計画の決定)</p> <p>第七条 公園計画は、知事が、関係市町及び審議会²の意見を聴いて決定する。</p> <p>2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を県公報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならぬ。</p> <p>(公園計画の廃止及び変更)</p> <p>第八条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町及び審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 指定、公園計画及び公園事業(第五条—第十五条)</p> <p>第三章 保護及び利用(第十六条—第三十条)</p> <p>第四章(第七章 (略))</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて県民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 公園計画 三重県立自然公園(以下「県立公園」という。)の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。</p> <p>三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、県立公園の保護又は利用のための施設で知事が定めるものに関するものをいう。</p> <p>(公園計画及び公園事業の決定)</p> <p>第七条 公園計画及び公園事業は、知事が、関係市町及び審議会の意見を聴いて決定する。</p> <p>2 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならぬ。</p> <p>(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)</p> <p>第八条 知事は、公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町及び審議会の意見を聴かなければならない。</p>

2 前条第二項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(公園事業の決定)

第八条の二 公園事業は、知事が、関係市町及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を県公報で公示しなければならない。

3 前二項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

(公園事業の執行)

第九条 (略)

2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号に規定する規則で定める施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更

2 前条第二項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

(公園事業の執行)

第九条 (略)

2 市町及び知事が定めるその他の公共団体(以下「公共団体」という。)は、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び公共団体以外の者は、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 前二項の規定による協議及び認可の手続並びにその同意又は認可を受けて行う公園事業の執行に關して必要な事項は、知事が定める。

については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、県立公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

(改善命令)

第九条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命じることができる。

(承継)

第九条の三 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が国及び県以外の地方公共団体である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が国及び地方公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合において

は、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第九条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第九条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第九条の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第九条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第九条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第九条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

- 一 第九条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。
- 二 第九条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。
- 三 第九条の二の規定による命令に違反したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により第九条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第九条の六 知事は、第九条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、県立公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著し

く困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ県公報で公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

〔報告徴収及び立入検査〕

第九条の七 知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、この章(第五条から第八条までを除く。)の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(補助)

第十四条 知事は、予算の範囲内において、公園事業を執行する県以外の者(国及び他の都道府県を除く。)に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(適用除外)

第十五条 前五条の規定は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(補助)

第十四条 知事は、予算の範囲内において、公園事業を執行する県以外の者に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(適用除外)

第十五条 前六条の規定は、公園事業のうち国の機関の行う事業について、前五条の規定は、道路法(昭和二十七年法律第八十号。以下道路法という。)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定が

(委任)

第十五条の二 この章に定めるもののほか、公園事業の執行に関し必要な事項は、規則で定める。

(特別地域)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一・二 (略)

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷するもの。

四 十一 (略)

十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十三 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域内における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

十五 十七 (略)

十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

5 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可を

あるその他の事業については、適用しない。

(特別地域)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為(第五号に掲げる行為を除く。)若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一・二 (略)

三 十 (略)

十一 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十二 十四 (略)

十五 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で知事が定めるもの

してはならない。

6 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ、この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に知事にその旨を届け出なければならぬ。

7 (略)

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧(第四項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

9 次の各号に掲げる行為については、第四項及び前三項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 認定生態系維持回復事業等(第三十条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

三 (略)

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

(利用調整地区)

第十七条 (略)

2 (略)

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条第四項の許可を受けた行為(自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第七十九条第二項の規定により同法第六十八条の規定の例によることとされる同条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は前条第六項後段若しくは第八項の届出をした行為(同法第七十九条第二項の規定により同法第六十八条の規定の例によることとされる同条第三項の規定に

5 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為(同項第五号に掲げる行為を除く。)又は同項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に知事にその旨を届け出なければならない。

6 (略)

7 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

8 次の各号に掲げる行為については、前四項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 認定生態系維持回復事業等(第三十条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

三 (略)

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの

(利用調整地区)

第十七条 (略)

2 (略)

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条第四項の許可を受けた行為(自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第六十六条第二項の規定により同法第五十六条の規定の例によることとされる同条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は第十六条第五項若しくは第七項の届出をした行為(同法第六十六条第二項の規定により同法第五十六条の規定の例によることとされる同条第三項の規

よる通知に係る行為を含む。)を行うために立ち入る場合

二・三 (略)

四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

五 (略)

六 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものを行うために立ち入る場合

七 (略)

(立入りの認定)

第十八条 県立公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

一 (略)

二 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。

2 6 (略)

7 県立公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

(指定認定機関)

第十九条 (略)

2 指定認定機関の指定(以下この条から第二十三条までにおいて単に「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 5 (略)

6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合に

定による通知に係る行為を含む。)を行うために立ち入る場合

二・三 (略)

四 (略)

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるものを行うために立ち入る場合

六 (略)

(立入りの認定)

第十八条 県立公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。

一 (略)

二 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が定める基準に適合するものであること。

2 6 (略)

(指定認定機関)

第十九条 (略)

2 指定認定機関の指定(以下第二十三条までにおいて単に「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 5 (略)

6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合に

おける前条の規定の適用については、同条第一項（第二号を除く。）から第五項までの規定（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

（条件）

第二十五条 第十六条第四項及び第十七条第三項第七号の許可には、県立公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができ。

（普通地域）

第二十六条 県立公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる行為で海内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

二 四（略）

五 鉱物を掘採し、又は土砂を採取すること（海面内においてする場合を除く。）

六（略）

2 6（略）

7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一（略）

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三（略）

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

五 六（略）

（中止命令等）

第二十七条 知事は、県立公園の保護のために必要であると認めるときは、第十六条第四項若しくは第十七条第三項の規定、第二十五条の規定により

おける前条の規定の適用については、同条第一項（第二号を除く。）から第五項までの規定中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

（条件）

第二十五条 第十六条第四項及び第十七条第三項第六号の許可には、県立公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付けることができる。

（普通地域）

第二十六条 県立公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

二 四（略）

五 鉱物を掘採し、又は土砂を採取すること（海面内においてする場合を除く。）

六（略）

2 6（略）

7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一（略）

二（略）

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの

四 五（略）

（中止命令等）

第二十七条 知事は、県立公園の保護のために必要であると認めるときは、第十六条第四項若しくは第十七条第三項の規定、第二十五条の規定により

<p>3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(利用のための規制)</p> <p>第三十条 (略)</p>	<p>3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(利用のための規制)</p> <p>第三十条 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>第三章の二 生態系維持回復事業</p> <p>(生態系維持回復事業計画)</p> <p>第三十条の二 知事は、県立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、県立公園における生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業の目標</p> <p>二 生態系維持回復事業を行う区域</p> <p>三 生態系維持回復事業の内容</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項</p>	
<p>3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めるときは、その概要を県公報で公示しなければならない。</p> <p>4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 第三項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。</p> <p>(生態系維持回復事業)</p>	
<p>第三十条の三 県は、県立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、県立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。</p>	
<p>2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について県立公園における生態系維持回復事業計画に</p>	

適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあつては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第三十条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 県立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第三十条の五 知事は、第三十条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(風景地保護協定の締結等)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4・5 (略)

(風景地保護協定の縦覧等)

第三十二条 県又は知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を県公報で公示し、当該風景地保護協定を当該公示の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定による公示又は公告があつたときは、関係者は、当該各項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、県若しくは知事又は市町に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の公示等)

第三十四条 県又は知事は、風景地保護協定を締結

(風景地保護協定の締結等)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 第一項各号に掲げる事項について知事が定める基準に適合するものであること。

4・5 (略)

(風景地保護協定の縦覧等)

第三十二条 県又は知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定による公告があつたときは、関係者は、当該各項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、県若しくは知事又は市町に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の公告等)

第三十四条 県又は知事は、風景地保護協定を締結

し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を県公報で公示し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

2 (略)

(風景地保護協定の効力)

第三十六条 第三十四条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公示又は公告のあつた風景地保護協定は、その公示又は公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(実地調査)

第四十三条 知事は、県立公園の決定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に關し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に關する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。第五項において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 (略)

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 (略)

(損失の補償)

第四十四条 (略)

2 県は、県立公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は県が行う公園事業の執行に關し前条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生じる損失を補償する。

3・4 (略)

し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

2 (略)

(風景地保護協定の効力)

第三十六条 第三十四条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(実地調査)

第四十三条 知事は、県立公園の決定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に關し、実地調査のため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に關する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。第五項において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 (略)

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 (略)

(損失の補償)

第四十四条 (略)

2 県は、県立公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は県が行う公園事業の執行に關し第四十三条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生じる損失を補償する。

3・4 (略)

第七章 罰則

第四十五条 第九条の六第一項又は第二十七条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）

- 二 第九条第十項の規定により認可に付された案件に違反した者

三 (略)

- 四 偽りその他不正の手段により第十八条第一項又は第七項の認定を受けた者

- 五 第二十五条の規定により許可に付された条件に違反した者

第四十八条 第九条の二、第二十六条第二項又は第四十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 二 偽りその他不正の手段により第十八条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けた者

三 (略)

- 七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 (略)

第五十一条 第十八条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、十万円以下の過料に処する。

第五十二条 第九条第九項、第九条の四又は第九条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第九条第三項の認可を受けた者に限る。）は、五十万円以下の過料に処する。

第七章 罰則

第四十五条 第二十七条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

- 二 偽りその他不正の手段により第十八条第一項の認定を受けた者

- 三 第二十五条の規定により許可に付けられた条件に違反した者

第四十八条 第二十六条第二項又は第四十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により第十八条第五項の立入認定証の再交付を受けた者

二 (略)

- 六 第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 (略)

第五十一条 第十八条第六項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、十万円以下の過料に処する。

○三重県自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案新旧対照表(第二条関係)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 多様な自然環境の保全</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 生態系維持回復事業(第十五条の二―第十五条の五)</p> <p>第四節 森林環境の保全(第十六条)</p> <p>第四章(第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(保全計画の決定)</p> <p>第九条 知事は、保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画(以下「保全計画」という。)を決定するものとする。</p> <p>2 保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一(三) (略)</p> <p>四 保全地域における自然環境の保全のための事業に関する事項</p> <p>3 知事は、保全計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。保全計画を廃止し、又は変更したときも、同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特別地区)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(第十三条第一項において「保安林等の区域」という。)内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。</p> <p>一(六) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 多様な自然環境の保全</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 森林環境の保全(第十六条)</p> <p>第四章(第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(保全計画の決定)</p> <p>第九条 知事は、保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画(以下「保全計画」という。)を決定するものとする。</p> <p>2 保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一(三) (略)</p> <p>四 保全地域における自然環境の保全のための施設に関する事項</p> <p>3 知事は、保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。保全計画を廃止し、又は変更したときも、同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特別地区)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為で森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(第十三条第一項において「保安林等の区域」という。)内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでない。</p> <p>一(六) (略)</p>

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

十 (略)

十一 (略)

十二 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

5 5 7 (略)

8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9 (略)

10 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 認定生態系維持回復事業等（第十五条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

三・四 (略)

(野生動植物保護地区)

第十二条 (略)

2 (略)

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 5 三 (略)

七 (略)

八 (略)

5 5 7 (略)

8 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号から第六号までに掲げる行為に着手し、又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9 (略)

10 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。

一 (略)

二・三 (略)

(野生動植物保護地区)

第十二条 (略)

2 (略)

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 5 三 (略)

<p>四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする 場合</p>	<p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p>
<p>4 前条第五項の規定は、前項第七号の許可について準用する。</p> <p>(普通地区)</p>	<p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p>
<p>第十三条 (略)</p>	<p>(普通地区)</p>
<p>2 5 (略)</p>	<p>2 5 (略)</p>
<p>6 次の各号に掲げる行為については、第一項の規定は適用しない。</p>	<p>6 次の各号に掲げる行為については、第一項の規定は適用しない。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>三 認定生態系維持回復事業等として行う行為</p>	<p>三 (略)</p>
<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>五 (略)</p>	<p>五 (略)</p>
<p>六 (略)</p>	<p>六 (略)</p>
<p>第三節 生態系維持回復事業 (生態系維持回復事業計画)</p>	
<p>第十五条の二 知事は、生態系維持回復事業(保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。)の適正かつ効果的な実施に資するため、保全計画に基づき、三重県自然環境保全審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。</p>	
<p>2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>	
<p>一 生態系維持回復事業の目標</p>	
<p>二 生態系維持回復事業を行う区域</p>	
<p>三 生態系維持回復事業の内容</p>	
<p>四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項</p>	
<p>3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。</p>	
<p>4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、三重県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。</p>	
<p>5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。</p>	
<p>(生態系維持回復事業の実施)</p>	
<p>第十五条の三 県は、保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従</p>	

- 2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
 - 3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
 - 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
 - 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
 - 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあつては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
 - 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- (認定の取消し)
- 第十五条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた

者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第十五条の五 知事は、第十五条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第四節 (略)

(三重県希少野生動植物監視地区の指定)

第二十二条 (略)

2 次の各号に掲げる区域は、希少野生動植物監視地区の区域に含まれないものとする。

一 (略)

二 自然公園法第二十條第一項の規定により指定された特別地域及び三重県立自然公園条例(昭和三十三年三重県条例第二号)第十六條第一項の規定により指定された特別地域の区域

3 11 (略)

(里地里山保全活動計画の認定)

第三十條 多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然環境を形成することができると思われ、市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域にある樹林地、農地、湿地等の存する区域(以下「里地里山」という。)であつて次の各号に掲げる区域以外の区域において当該自然環境を保全しようとする団体(規則で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。以下「里地里山保全団体」という。)は、規則で定める事項を記載した里地里山における自然環境の保全活動に関する計画(以下「里地里山活動計画」という。)を定め、これを知事に提出して、当該里地里山保全活動計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 (略)

二 自然公園法第二十條第一項の規定により指定された特別地域及び三重県立自然公園条例第十

(三重県希少野生動植物監視地区の指定)

第二十二条 (略)

2 次の各号に掲げる区域は、希少野生動植物監視地区の区域に含まれないものとする。

一 (略)

二 自然公園法第十三條第一項の規定により指定された特別地域及び三重県立自然公園条例(昭和三十三年三重県条例第二号)第十六條第一項の規定により指定された特別地域の区域

3 11 (略)

(里地里山保全活動計画の認定)

第三十條 多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然環境を形成することができると思われ、市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域にある樹林地、農地、湿地等の存する区域(以下「里地里山」という。)であつて次の各号に掲げる区域以外の区域において当該自然環境を保全しようとする団体(規則で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。以下「里地里山保全団体」という。)は、規則で定める事項を記載した里地里山における自然環境の保全活動に関する計画(以下「里地里山活動計画」という。)を定め、これを知事に提出して、当該里地里山保全活動計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 (略)

二 自然公園法第十三條第一項の規定により指定された特別地域及び三重県立自然公園条例第十

六条第一項の規定により指定された特別地域の区域

三 自然公園法第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定及び三重県立自然公園条例第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定の目的となる土地の区域（前号に係る区域を除く。）

2 (略)

(開発行為の届出)

第三十四条 宅地の造成その他の規則で定める行為でその規模が規則で定める基準を超えるものを行う者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届けなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる区域における行為は、この限りでない。

一 (略)

二 自然公園法第二十條第一項の規定により指定された特別地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された海城公園地区及び三重県立自然公園条例第十六條第一項の規定により指定された特別地域の区域

三 (略)

2 5 (略)

(報告及び検査等)

第四十五條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十一条第四項若しくは第十二條第三項第七号の許可を受けた者、第十三條第二項、第二十二條第二項若しくは第二十三條第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとることを命じられた者若しくは第三十四條第二項（第三十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地域若しくは希少野生動植物監視地区の区域内の土地若しくは建物若しくは第二十二條第一項若しくは第三十四條第一項の規定により届出を要する行為に係る土地若しくは建物内に立ち入り、第十一条第四項各号、第十二條第三項本文、第十三條第一項各号、第二十二條第一項、第二十三條第一項各号、第三十四條第一項若しくは第三十六條第一項に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に及ぼす影響を調査させることができる。

2 3 (略)

(国等に関する特例)

第四十六條 国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う行為につい

六条第一項の規定により指定された特別地域の区域

三 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定及び三重県立自然公園条例第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定の目的となる土地の区域（前号に係る区域を除く。）

2 (略)

(開発行為の届出)

第三十四条 宅地の造成その他の規則で定める行為でその規模が規則で定める基準を超えるものを行う者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届けなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる区域における行為は、この限りでない。

一 (略)

二 自然公園法第十三條第一項の規定により指定された特別地域、同法第二十四條第一項の規定により指定された海中公園地区及び三重県立自然公園条例第十六條第一項の規定により指定された特別地域の区域

三 (略)

2 5 (略)

(報告及び検査等)

第四十五條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十一条第四項若しくは第十二條第三項第六号の許可を受けた者、第十三條第二項、第二十二條第二項若しくは第二十三條第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとることを命じられた者若しくは第三十四條第二項（第三十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地域若しくは希少野生動植物監視地区の区域内の土地若しくは建物若しくは第二十二條第一項若しくは第三十四條第一項の規定により届出を要する行為に係る土地若しくは建物内に立ち入り、第十一条第四項各号、第十二條第三項本文、第十三條第一項各号、第二十二條第一項、第二十三條第一項各号、第三十四條第一項若しくは第三十六條第一項に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に及ぼす影響を調査させることができる。

2 3 (略)

(国等に関する特例)

第四十六條 国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う行為につい

ては、第十一条第四項又は第十二条第三項第七号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 (略)

(損失の補償)

第四十八条 県は、第十一条第四項若しくは第十二条第三項第七号の許可を得ることができないため、第十一条第五項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付けられたため、若しくは第十三条第二項、第二十条第二項若しくは第二十三条第二項の規定による命令をされたため、又は前条第一項の規定による立入りその他の行為によって損失を受けた者に対し、通常生じる損失を補償する。

2・3 (略)

第九章 罰則

第五十一条 第十四条の規定による命令（第四十四条第一項の規定により自然保護取締員が行うものを含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条の二 第二十一条又は第二十四条の規定による命令（第四十四条第一項の規定により自然保護取締員が行うものを含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第四項又は第十二条第三項の規定に違反した者

二 四 (略)

第五十二条の二 第二十条第五項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条の三 第十三条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第五項の規定に違反した者

三 (略)

四 第二十三条第二項の規定による命令に違反し

ては、第十一条第四項又は第十二条第三項第六号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 (略)

(損失の補償)

第四十八条 県は、第十一条第四項若しくは第十二条第三項第六号の許可を得ることができないため、第十一条第五項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付けられたため、若しくは第十三条第二項、第二十条第二項若しくは第二十三条第二項の規定による命令をされたため、又は前条第一項の規定による立入りその他の行為によって損失を受けた者に対し、通常生じる損失を補償する。

2・3 (略)

第九章 罰則

第五十一条 第十四条、第二十一条又は第二十四条の規定による命令（第四十四条第一項の規定により自然保護取締員が行うものを含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第四項、第十二条第三項又は第二十条第五項の規定に違反した者

二 四 (略)

一 第十三条第二項又は第二十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 (略)

た者

五 (略)

六 第四十五条第一項に規定する報告をせず、若

しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による

立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若し

しくは忌避した者

七 第四十七条第五項の規定に違反して、同条第

一項の規定による立入りその他の行為を拒み、

又は妨げた者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、

二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第一項又は第三十六条第一項の規

定による届出をしないでこれらの規定に規定す

る行為をし、又は虚偽の届出をした者

二 第三十四条第五項の規定に違反した者

三 (略)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、

二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項、第三十四条第一項又は第三

十六条第一項の規定による届出をしないでこれ

らの規定に規定する行為をし、又は虚偽の届出

をした者

二 第十三条第五項又は第三十四条第五項の規定

に違反した者

三 第四十五条第一項に規定する報告をせず、若

しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による

立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若し

しくは忌避した者

四 第四十七条第五項の規定に違反して、同条第

一項の規定による立入りその他の行為を拒み、

又は妨げた者

2. 長田地区内の産業廃棄物処分場に不法投棄されている産業廃棄物の 全量撤去を求める請願の処理経過

採択された 定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成20年 第1回定例会	請願 第31号	<p>長田地区内の産業廃棄物処分場に不法投棄されている産業廃棄物の全量撤去を求めることについて</p> <p>〈要旨〉 当会では、数年前から、長田地区内の産業廃棄物処分場について、悪臭や規格外の廃棄物投棄の疑い、出火、土壌汚染の危惧等、将来に亘る生活環境を脅かすこの状況を憂え活動する地域住民や自治会に協力し、三重県に対し処分場増設の反対やボーリング調査の実施、業者への指導強化を訴えてきました。平成18年11月27日には、処分場増設に対し三重県から不許可の判断が下され、県政の適切な判断に深く感謝いたしております。</p> <p>しかし、既存処分場に堆積されている産業廃棄物については、地域住民による調査や平成18年3月に県の指導の下で業者が行なった既存処分場のボーリング調査の結果により、有害物質（鉛及びPCB）や埋めてはならない品目が検出されながらも放置されております。</p> <p>現在及び将来に亘る地域住民及び木津川流域住民の生活環境の保全のために、長田地区内の既存処分場に不法投棄されている産業廃棄物を早期に全量撤去するよう、業者に強く指導していただくよう請願いたします。</p> <p>なお、地域から提出された「有害物質が確認された既</p>	<p>(1) 処分場の現状等 平成18年に当該処分場内で実施したボーリング調査の結果、深さ20m付近の約20年以上前の廃棄物層から、シュレッターダスト由来と推定される鉛（最大2.3mg/l、有害産廃の埋立基準0.3mg/l）及びPCB（最大0.0039mg/l、同基準0.003mg/l）が検出されました。また、安定型処分場に埋立できない木くずも確認されました。</p> <p>そのため、これまで処分場周辺の観測井戸、浸出水処理施設からの放流水及び河川について、継続的に水質検査を実施しており、周辺環境への影響に問題がないことを確認しています。</p> <p>(2) 廃棄物撤去に係る考え方 シュレッターダストは当時安定型処分場への埋立が認められていたものであり、埋立の違法性は問えないものです。</p> <p>木くずに関しては、廃棄物層の広い範囲に混入しているため、撤去をした場合は悪臭や水質汚染等の二次公害の発生が強く懸念されるものであり、現在、放流水の水質等から、生活環境保全上の支障は生じておらず、今後新たな廃棄物の埋立もないことから、現時点で撤去を命ずることは適切でないと判断しています。</p>

	<p>存処理施設における廃棄物の全量撤去を求めるについて」の請願が、平成20年3月25日に伊賀市議会で採択されました。市がひとつとなって切にお願いすることであることを理解ください。</p> <p>〈早期に全量撤去を求める理由〉</p> <p>1. 堆積物の質的危険性</p> <p>平成18年3月に県の指導の下、業者が行った既存処分場のボーリング調査では、かねてより地域住民が指摘し危惧していたとおり、取り出したコアに、埋めてはならない品目の木屑（廃材）が含まれており、また基準値以上のPCBが検出されました。木屑（廃材）は水分を多量に含むために堆積物が崩壊しやすく、崩壊すれば、周辺の土壌汚染、特に島ヶ原住民の水源保護区域の汚染、有害物質の木津川流出は免れません。</p> <p>2. 地理的条件からみた危険性</p> <p>この処分場が花ノ木断層と呼ばれる活断層や三軒家断層から1km程度しか離れていないこと、木津川断層帯まで5kmという地理を考えると、想定されている南海・東南海地震規模の地震が起これば大規模な崩壊の可能性がきわめて高いと考えられます。</p>	<p>(3) 処分場の崩壊の危険性</p> <p>将来、大規模な地震が発生した際、処分場が崩壊する危険性については予測困難な面がありますが、当該地域の主な活断層である木津川断層帯の地震発生確率は50年以内でほぼ0%とされており、この断層による当面の危険性はないものと考えられます。</p> <p>法面等の状況については、県が採水時等にあわせて立入し、異常がないことを確認しています。</p> <p>なお、島ヶ原簡易水道の水源は、当該処分場の立地場所と水系が異なることから直接影響はないと考えています。</p> <p>(4) 公害調停について</p> <p>廃棄物の撤去に関しては、平成17年から国の公害等調整委員会において事業者及び県を被申請人とした調停手続きが進められてきましたが、調停案についての三者の合意が得られず、本年7月6日に調停は不成立となりました。</p> <p>(5) 今後の対応</p> <p>事業者は現在、処分場放流水及び観測井戸の水質モニタリングを継続して実施しており、県も独自に放流水、観測井戸及び周辺河川の水質を継続して調査しています。</p> <p>今後もこれらのモニタリングを継続して実施し、廃棄物による周辺環境への影響の有無を確認していきます。</p> <p>また、今後の地震や豪雨等において処分場の法面が損傷することがないように、処分場の安全確保について事業者を指導するとともに、県としても継続して監視指導を行ってまいります。</p>
--	---	--

(有)城南開発興業最終処分場の概要

1. 最終処分場の概要

設置者 : (有)城南開発興業 代表取締役 樋口文三郎
伊賀市長田字タタラヤ3782番地の1

処分場の種類 : 産業廃棄物安定型処分場

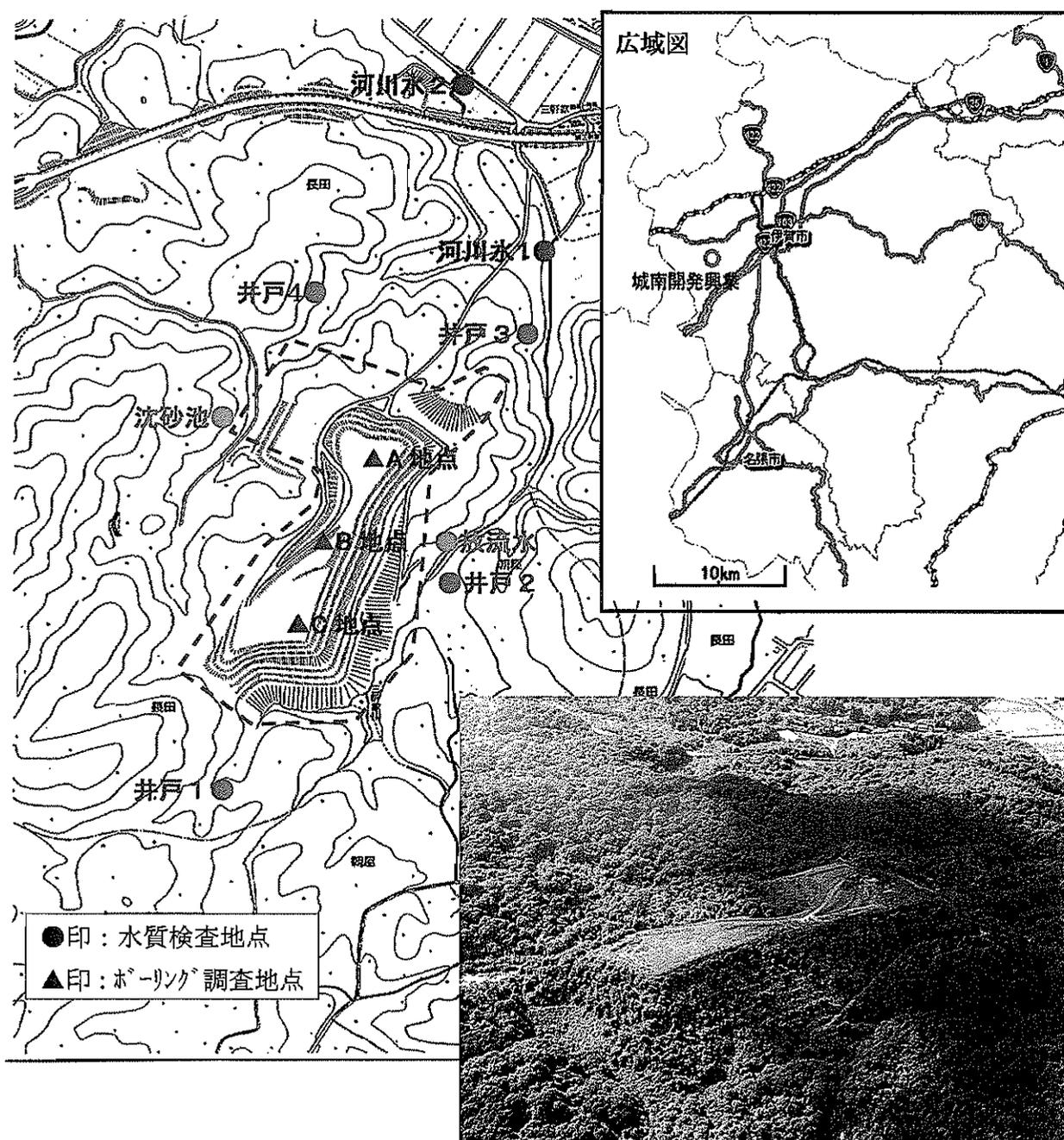
設置場所 : 伊賀市長田字切坂3901-1他

取扱い廃棄物 : 廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず等、がれき類

設置届出日 : 昭和54年1月23日

[産業廃棄物処分業現有許可の有効期限 : 平成22年10月19日]

(有)城南開発興業最終処分場の位置図



2. 増設許可申請及び請願に関する経過

平成 17 年 3月 25 日	産業廃棄物処理施設変更（増設）許可申請書を受理 処分場敷地の増設による埋立容量の増加 埋立面積 62,863㎡ → 81,548㎡（18,685㎡増） 埋立容量 335,521㎥ → 545,521㎥（210,000㎥増）
6月 27 日	県議会で請願が採択される
12月 14 日	第1回公害調停（公害等調整委員会）以後10回開催
平成 18 年	
3月 10 日	最終処分場内でボーリング調査実施
4月 25 日	既存最終処分場への廃棄物搬入中止の確認
10月 19 日	県議会で請願が採択される
11月 27 日	増設許可申請の不許可処分
平成 19 年	
1月 25 日	不許可処分に対して、事業者が環境省へ行政不服審査請求
平成 20 年	
6月 10 日	伊賀市自治会連合会から長田地区内の産業廃棄物処分場に不法投棄されている産業廃棄物の全量撤去を求める請願が提出される
6月 30 日	県議会で請願が採択される
平成 22 年	
8月 26 日	伊賀市自治会連合会から(有)城南開発興業の産業廃棄物処理業の許可更新をしないように求める要望書が知事あてに提出される
9月 15 日	伊賀市自治会連合会等から(有)城南開発興業の産業廃棄物処理業の許可を更新しないように求める署名書（4,374人分）が知事あてに提出される

3. 公害調停に関する経過

平成 17 年 7月 15 日	申請人（今高一三ほか109名）が、事業者（(有)城南開発興業、(株)樋口商店、(株)樋口開発）と三重県に(有)城南開発興業安定型産業廃棄物最終処分場の埋立られている許可品目以外の産業廃棄物の撤去と埋立状況・汚染状況を求める。
平成 22 年	※第11回調停
4月 22 日	申請人、被申請人事業者、被申請人三重県との間で中間合意
7月 6 日	※第12回調停 調停案についての三者の合意が得られず不成立

4. 最終処分場内ボーリングによる産業廃棄物の分析（H18）結果

有害産業廃棄物の埋立基準を超えた鉛、PCBについての全調査地点における結果

埋立地 表から の深さ	埋立物の 種類	埋立 時期	有害産業廃棄物の埋立基準を超えた有害物質						有害産廃の 埋立基準
			A地点		B地点		C地点		
			鉛	PCB	鉛	PCB	鉛	PCB	
表層	主に建設廃材 H8.3までシュ レッダーダスト を含む	H元年 以降	ND	ND	ND	ND	ND	ND	鉛:0.3mg/L 以下 PCB:0.003mg/L 以下
5m層			ND	ND	ND	ND	ND	ND	
10m層			ND	ND	ND	ND	ND	ND	
15m層			ND	ND	ND	ND	ND	ND	
20m層	主にシュレッ ダーダストと推 定される廃 プラスチック	S63年 以前	2.3 mg/L	0.0039 mg/L	0.81 mg/L	0.0006 mg/L	0.57 mg/L	0.0006 mg/L	
25-30m 層	自然地盤(土壌)		ND	ND	ND	ND	ND	ND	参考: 土壌環境基準 鉛: 0.01mg/L以下 PCB: 検出されないこと

備 考

- ※1 調査は、H17.9～H18.4に実施。本表は、県で実施した検査結果に事業者、伊賀市が実施した結果を追加して作成
- ※2 鉛、PCB以外の有害物質については、埋立基準に適合
- ※3 表中のNDは、検出限界以下を示す

5. 最近の最終処分場周辺地下水等の水質検査結果（県実施分）

調査場所	地下水等基準 (○:満足)	県 実 施		採取日
		鉛	PCB	
地下水(井戸1)	○	不検出	不検出	H19.7.3 H20.1.29 H20.7.11 H21.1.20 H21.7.3 H22.1.29 H22.7.29
地下水(井戸2)	○	不検出	不検出	
地下水(井戸3)	○	不検出	不検出	
地下水(井戸41)	○	不検出	不検出	
浸透水(放流水)	○	不検出	不検出	
浸透水(沈砂池)	○	不検出	不検出	
河川水 No.1	○	不検出	不検出	
河川水 No.2	○	不検出	不検出	

地下水等の基準値 鉛:0.01mg/L、PCB検出されないこと

3.『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

生活文化環境森林常任委員会

重点的な取組		主担当部局名	委員会意見	回 答
重点事業 くらし10	不法投棄等の是 正・防止対策の 推進	環境森林部	不法投棄の防止の面から、不法投棄の監視を広く県民にPRするなど不法投棄の抑止力につながる取組に力を入れていただきたい。	早期・休日監視やスカイパトロールを実施するなど監視・指導を強化し、不法投棄の早期発見、早期是正により一層取り組みます。また、市民、事業者、行政等各主体の連携をはかり不法投棄等を発生させない環境づくりを一層進めるため、各種啓発活動等に積極的に取り組みます。
重点事業 くらし11	森林再生「三重 の森づくり」	環境森林部	本年5月に公布された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、県においても、木材利用に関する基本方針を策定され、県有施設の備品や内装等県産材の一層の利用促進につなげていかれたい。	法律の趣旨を踏まえ、木材利用に関する基本方針を定め、建築計画段階から積極的に県産材利用を働きかけます。

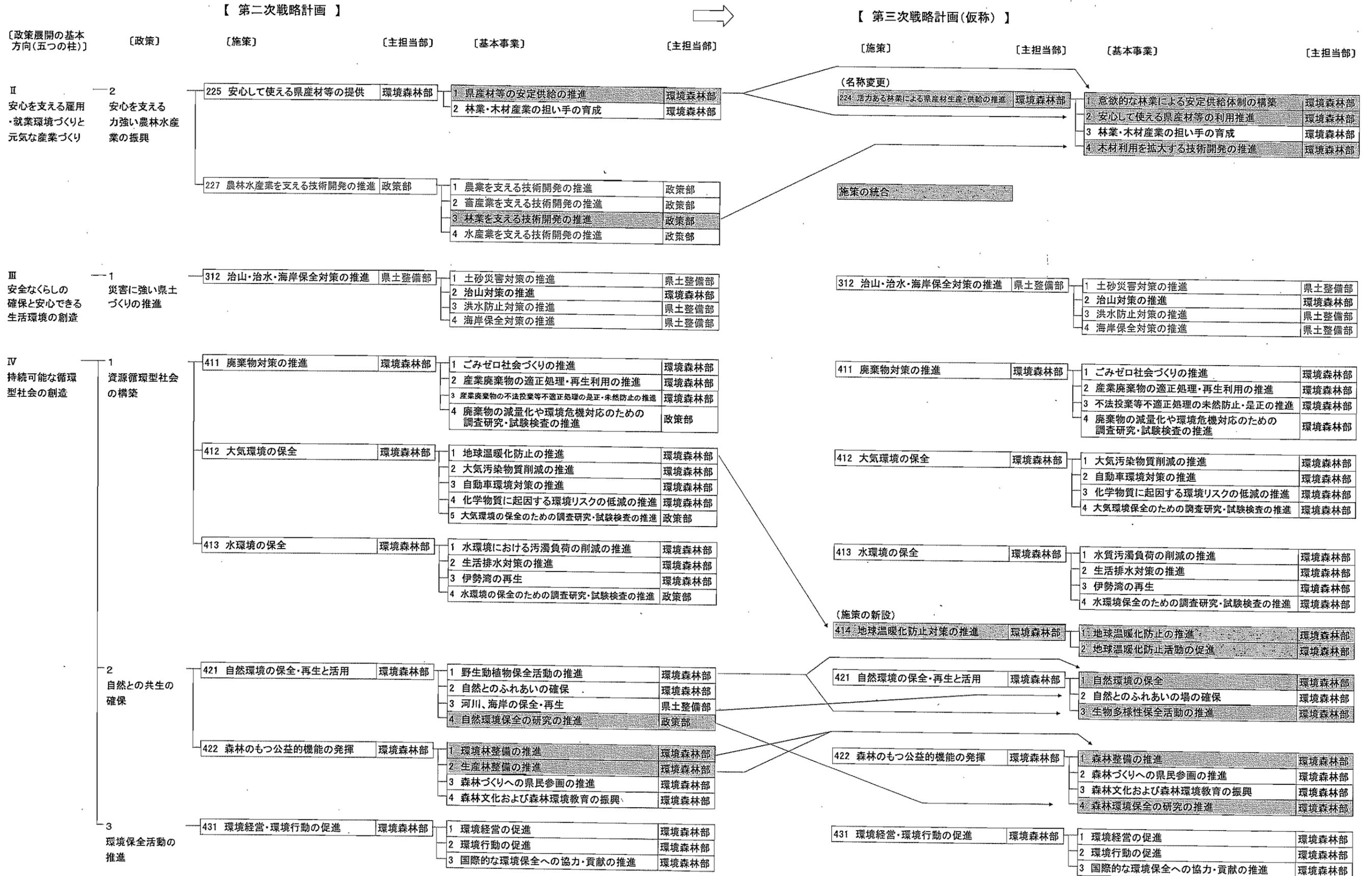
31

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回 答
413	水環境の保全	環境森林部	伊勢湾をはじめとする閉鎖性海域における取組が重要であることは理解するが、公共用水域における水質保全の取組は、県内全域を対象とするものであることから、こうした視点についても配慮されたい。	水質の保全については、三重県内全域の公共用水域について、その監視を行っているところであり、今後も引き続き県内全域の監視に取り組みます。
421	自然環境の保 全・再生と活用	環境森林部	国立公園は国が管理しているが利用しづらい面がある。整備を促す意味で県としても県民が施設を一層利用するような取組を考えてはどうか。	自然公園については、その整備のみならず、利用を促すための取組も重要であり、これまでもホームページなどにより広報に努めてきましたが、今後も効果的な情報発信に取り組みます。

4. 県民しあわせプラン第三次戦略計画(仮称)素案

● 政策・事業体系の新旧対照表<政策-施策-基本事業>

(環境森林部関係)



5. 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告

(※環境森林部関係分)

	施設名	指定管理者の名称等	指定の期間
①	三重県環境学習情報センター	アクティオ株式会社	平成20年4月1日 ～平成23年3月31日
②	三重県民の森	三重県森林組合連合会	平成20年4月1日 ～平成23年3月31日
③	三重県上野森林公園	伊賀森林組合	平成20年4月1日 ～平成23年3月31日

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成21年度分)

施設所管部名: 環境森林部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 植村敏明 (東京都目黒区下目黒1丁目1番11号 目黒東洋ビル4階)
指定の期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関する啓発及び普及を行うこと ・環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと ・環境に関する情報の収集及び提供を行うこと ・環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること ・その他(施設等の維持管理及び修繕に関すること等)

2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	—	展示施設、図書、掲示物、チラシ、研修室等の定期点検等を確実にを行い、適正な維持管理に努めるとともに、貸出し教材の維持管理も適切であった。しかし、個人情報保護に関して、講座参加者のメールアドレスを誤って漏えいする事例が1件発生した。
2 施設の利用状況	B		センター主催の環境イベントにおいて参加者数を増やすとともに、主催講座、出前講座等の実施や他の環境イベントへの積極的な参加によって、環境教育参加者数は平成21年度の目標である22,000人を上回る25,150人となった。
3 成果目標及びその実績	B		成果目標である「環境教育参加者数」、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」、「指導者養成を目的とした講座受講者数」について目標を達成した。しかし、「講座毎の参加者の満足度」(目標90%以上)については、144講座中2講座で目標未達成(80%と59%)であった。なお、独自で定めた自主目標については全て達成した。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 ※「評価の項目」の県の評価: 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括コメント	<p>昨年度に引き続き、県内各地での講座開催、展示施設や貸室等の適切な維持管理等を行うことができた。成果目標については、独自で定めた目標を含めた7つの目標値のうち「講座毎の参加者の満足度」を除き、6つの目標値を達成することができた。未達成であった成果目標について、原因を分析し、今後改善するよう求める。</p> <p>講座参加者から得た個人情報について、再び漏えい等が生じないように万全を期さなければならない。そのためには、個人情報の取扱い方法やチェック体制に関して、再発防止はもとより、更なる体制の強化を求める。</p> <p>県民の環境への関心の高まりや、環境活動・環境学習のニーズの多様化に対応するため、講座内容の充実、新たな講座メニューの開発、効果的な広報活動等を行うことを求める。また、各数値目標を適切に達成することはもちろん、より効率的な事業運営を行うことを求める。</p>
--------	---

指定管理者事業報告書(平成21年度分)

指定管理者の名称: アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

- ・センターの維持管理業務、指導者養成講座の開催、出前講座、見学・体験講座等環境教育の実施、各種イベント出展、「こどもエコクラブ」事務局の事業を行った。
- ・維持管理業務では展示室の各種機器の維持管理、貸室業務、図書管理を実施した。環境啓発パネル計88枚、教材キットを計90種603点貸し出した。
- ・環境啓発教育事業は「Mieこどもエコフェア」を開催し、二日間で4,200人の参加があり盛況であった。
- ・主催講座70回1,695人、出前112回6,071人、見学・体験69回3,397人、行事25回9,530人の参加があった。「こどもエコクラブ」はクラブ数149クラブで全国7位、入会者数は17,720人で全国2位の入会実績であった。
- ・簡易プラネタリウム「星たまご」を導入し、星の見える環境から光害を考える講座を開催したり、各種イベントに出展し新たな環境学習教材として活用した。
- ・かんきょう川柳を募集し853句の応募があった。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・エントランスの点字誘導ブロック張り替え、AEDの設置、展示室カーペットの張り替え、スポットライトのLED化、研修室のイス交換、事務所LANにサーバー設置、デジタルカラー複合機と輪転機の入れ替え、窓ガラスの紫外線防止、フィルム貼り、トイレにウォシュレットとベビーチェアの設置が、県によって行われリニューアルされた。
- ・展示室のコンピューター、モニター、ネットワーク電源維持装置が故障し、業者にて修理、交換した。
- ・図書データを専用コンピューターに登録し直し登録データを更新した。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重のための取組
身体に障害がある方のために、車いすの利用や筆談ができるようにした。点字誘導ブロックが、見やすい黄色に、県により張り替えられた。
- ・男女共同参画社会実現への取組
職員の雇用に関しては、全職員8名中5名の女性を雇用し、女性の活躍の向上を目指した雇用を行った。
- ・次世代育成支援対策への取組
「子育て応援わくわくフェスタ」や「こどもまつり」への出展、「夏休みこども環境講座」や「こども環境講座」、小学校、幼稚園、保育園への出前講座など次世代の育成に取り組んだ。
- ・持続可能な循環型社会への創造に向けた環境保全活動の取組
ゴミの分別回収はもちろん、消灯、コピー紙の裏面再利用、冷暖房の省エネ温度設定などに努めた。循環型社会への創造につながる「生ごみ堆肥化講座」を開催した。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・情報公開は「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき適切に対応した。
- ・平成21年度の開示請求はなかった。
- ・個人情報保護は「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第12条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適切な管理を行ったが、誤ってメールアドレスの漏えいをしてしまった。

⑤ その他の業務

- ・かんきょう川柳を募集し、メールでの応募者101人にメールで審査発表をした際に、誤ってCC送信してしまい、メールアドレスの情報漏えいをしてしまった。
県に報告し、対象者にお詫び文を郵送、ホームページに謝罪文を掲示するとともにメールマガジンを一時停止した。
センター職員を対象に、個人情報保護に関する研修会を、県担当職員同席のもと開催し、再発防止に努めた。

(2) 施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

- ・目標 22,000人
- ・実績 25,150人 (平成20年度実績 21,873人)

	主催講座	出前講座	社会見学	一般見学	フリー来館	交流会	行事等	合計
回数	70	112	47	22	0	14	25	290
人数	1,695	6,071	2,952	445	4,140	317	9,530	25,150

2 利用料金の収入の実績

- ・貸室利用、10回 利用者は減免対象団体のため、無料とした。
- ・その他の収入は、「Mieこどもエコフェア」のフリーマーケット出展料、飲食ブース出展料、講座の材料費。(32,983円)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	48,665,000	事業費	44,518,638
利用料金収入	0	管理費	4,207,660
その他の収入	32,983	その他の支出	0
合計 (a)	48,697,983	合計 (b)	48,726,298
収支差額 (a)-(b)	△ 28,315		

※参考

利用料金減免額	60,400
---------	--------

4 成果目標とその実績

成果目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境教育参加者数 平成21年度 22,000人 2. 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 毎年度 7,000人 3. 指導者養成を目的とした講座受講者数 毎年度 1,000人 4. 講座毎の参加者の満足度 90% <p>独自で定めた自主目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こどもエコクラブ」入会者数 5,500人 ・一般の県民を対象とした環境学習参加者数 2,700人 ・「今日のニュース」等の情報発信数 365回
成果目標に対する実績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境教育参加者数 平成21年度 25,150人(114.3%) 2. 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数 毎年度 7,092人(101.3%) 3. 指導者養成を目的とした講座受講者数 毎年度 1,064人(106.4%) 4. 講座毎の参加者の満足度 59%~100% 平均(97.5%) <p>独自で定めた自主目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こどもエコクラブ」入会者数 17,720人(322.1%) ・一般の県民を対象とした環境学習参加者数 3,007人(111.4%) ・「今日のニュース」等の情報発信数 400回(109%)
今後の取組方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境教育参加者数はいろいろな主体との連携を拡大し、参加人数の拡大を図っていく。講座案内チラシの配布対象を拡大し、新聞、市町の広報誌などに対して告知掲載を依頼していく。またメールマガジンの登録者を増やすなど、広く参加者拡大につながる活動をしていく。 2. 児童生徒を対象とした環境教育は、校長会でセンター利用を呼び掛ける、保育園、幼稚園の直接訪問で、出前講座、体験学習の利用拡大と参加拡大につなげていく。地域の学校などで環境学習に取り組まれている個人や団体と情報を共有して、双方の得意とする講座を利用して、講座内容の拡大と参加者の拡大を図る。 3. 指導者養成を目的とした講座受講者には、指導者としてのニーズを探り、即実践に繋がるスキルアップ講座とするよう内容を見直し、講座開催数も拡大し目標達成に取り組んでいく。 4. 講座毎の参加者の満足度は、毎回高い評価をいただいているが、より内容を充実しさらなる評価をいただけるよう努めていく。指導者養成講座の修了者を積極的に起用し、活躍の機会と、新たな指導者による講座の広がりにつなげていく。 5. 四日市スポーツランド、四日市ふれあい牧場、四日市少年自然の家と共同でイベント開催する。 6. 趣味や工芸を入口に、環境に目を向けたり環境の視点で考えたりする講座「環境工房」を実施する。 7. センターのキャラクターを作成し、効果的なPRや認知度アップにつなげる。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント																																
1 管理業務の実施状況	B	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、朝夕の展示室巡回による機材の点検、図書コーナー、掲示物、チラシの整理整頓、エコカフェの管理、実習室、研修室の点検等適正な維持管理ができた。 ・エコナライザーNOXの修理を行った。 ・パネルの入れ替え、貸し出し教材の維持管理も適正に管理した。 ・環境情報資料は図書・資料等の閲覧提供に隔月誌1冊、月刊誌8冊、新聞4紙を年間購入した。新規図書は5冊を購入した。図書は「SCHOOL-LIB」に登録更新を終了した。 																																
2 施設の利用状況	B	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用は出前講座の利用が増加し、全体の利用者数増加につながった。しかし新型インフルエンザの影響があり、1,300人のキャンセルが発生した。 ・環境教育参加者数の目標22,000人に対して25,150人の利用があった。(114%達成) 																																
3 成果目標及びその実績	B	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標</th> <th>実績</th> <th>達成度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・環境教育参加者数</td> <td>22,000人</td> <td>25,150人</td> <td>114.3%</td> </tr> <tr> <td>・児童生徒を対象とした環境教育参加者数</td> <td>7,000人</td> <td>7,092人</td> <td>101.3%</td> </tr> <tr> <td>・指導者養成を目的とした講座受講者数</td> <td>1,000人</td> <td>1,064人</td> <td>106.4%</td> </tr> <tr> <td>・講座毎の参加者の満足度</td> <td>90%</td> <td>59%～100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・子どもエコクラブの入会者数</td> <td>5,500人</td> <td>17,720人</td> <td>322.1%</td> </tr> <tr> <td>・一般の県民を対象とした環境学習参加者数</td> <td>2,700人</td> <td>3,007人</td> <td>111.4%</td> </tr> <tr> <td>・「今日のニュース」等の情報発信数</td> <td>365回</td> <td>400回</td> <td>109.5%</td> </tr> </tbody> </table>		目標	実績	達成度	・環境教育参加者数	22,000人	25,150人	114.3%	・児童生徒を対象とした環境教育参加者数	7,000人	7,092人	101.3%	・指導者養成を目的とした講座受講者数	1,000人	1,064人	106.4%	・講座毎の参加者の満足度	90%	59%～100%		・子どもエコクラブの入会者数	5,500人	17,720人	322.1%	・一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人	3,007人	111.4%	・「今日のニュース」等の情報発信数	365回	400回	109.5%
	目標	実績	達成度																															
・環境教育参加者数	22,000人	25,150人	114.3%																															
・児童生徒を対象とした環境教育参加者数	7,000人	7,092人	101.3%																															
・指導者養成を目的とした講座受講者数	1,000人	1,064人	106.4%																															
・講座毎の参加者の満足度	90%	59%～100%																																
・子どもエコクラブの入会者数	5,500人	17,720人	322.1%																															
・一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人	3,007人	111.4%																															
・「今日のニュース」等の情報発信数	365回	400回	109.5%																															

※評価の項目「1」の評価：
「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<p>①成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主設定目標を含め、6つの目標値を達成することができた。しかし、「夜の鳴く虫観察会」では、開講当日は雨で観察ができなかった事と、講師の使われたスライド資料が見にくかった。雨が降った時の講座内容の工夫が足りないなどの御意見があり59%と低い講座満足度がありました。 <p>②残されている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座満足度が依頼した講師の力量によるところがあり、講座内容による講師選定を十分に検証して依頼する必要がある。 ・講座、イベント等の広報については、より効果的な広報手段を検討し、実施する必要がある。 <p>③平成22年度の成果目標</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 環境教育参加者数</td> <td>22,500人</td> </tr> <tr> <td>2 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数</td> <td>7,000人</td> </tr> <tr> <td>3 指導者育成を目的とした講座受講者数</td> <td>1,000人</td> </tr> <tr> <td>4 講座毎の参加者の満足度</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>独自で定めた成果目標</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 子どもエコクラブ入会者数</td> <td>5,500人</td> </tr> <tr> <td>2 一般の県民を対象とした環境学習参加者数</td> <td>2,700人</td> </tr> <tr> <td>3 「センター通信」等の情報発信数</td> <td>365回</td> </tr> </tbody> </table> <p>④県民の平等利用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座開催場所を地域のバランスを考慮して実施した。センターからは遠隔地になる学校、公民館からの出前講座の依頼にもできる限り対応し、少しでも多くの県民にご利用いただけるように配慮した。 <p>⑤適正な維持管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示施設において来館者の満足度のいく状態が維持できるよう、展示機器の不具合修繕を重ね、設備の維持に努めた。 ・貸室利用に関しては、学校の研究会や環境NPOなど減免対象の団体が8団体利用された。 ・「環境学習みえ」(情報誌)は、三重で活躍する人をテーマにして好評であった。 ・メールマガジンを261人に配信し、センターから直接情報提供している。ブログ訪問者数も20年度の31,134から21年度は87,667に増えている。 <p>⑥施設内の環境保全の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所内、または展示ブースの照明は必要な箇所のみ点灯し、環境保全に取り組んだ。 <p>⑦危機管理体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏えいがあったこと受け、職員を対象に個人情報保護に関する研修会を開催し、再発防止に努めた。 ・危機管理体制は、防災訓練を実施し、危機管理マニュアルの更新をした。 ・職員全員が救急救命講習を受講し、救命技能を習得した。 ・さすまたや、カラーボールなど設置して不測の事態に備えている。 ・イベント開催では、最寄の警察所、消防署、病院に万一の時の対応をお願いしている。 	1 環境教育参加者数	22,500人	2 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	7,000人	3 指導者育成を目的とした講座受講者数	1,000人	4 講座毎の参加者の満足度	90%	1 子どもエコクラブ入会者数	5,500人	2 一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人	3 「センター通信」等の情報発信数	365回
1 環境教育参加者数	22,500人														
2 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	7,000人														
3 指導者育成を目的とした講座受講者数	1,000人														
4 講座毎の参加者の満足度	90%														
1 子どもエコクラブ入会者数	5,500人														
2 一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人														
3 「センター通信」等の情報発信数	365回														

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成21年度分)

施設所管部名: 環境森林部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県民の森 (三重郡菟野町大字千草字西貝石7181-3)
指定管理者の名称等	三重県森林組合連合会 代表理事長 青木民夫 (津市桜橋1丁目104番地)
指定の期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	ア 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務 イ 県民の森の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 ウ 県民の森の施設、設備の利用に関する業務 エ 自然体験型のイベントの実施に関する業務 オ ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 カ その他の県民の森の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B		森林公園内の森林、植栽木、芝生広場等の植物管理、自然学習展示館や消防設備、浄化槽、遊具等の保守点検などの管理業務を適正に実施している。植物管理については、公園ボランティアの「モリメイト」と連携して管理を行っている。
2 施設の利用状況	B		地元(菟野町・四日市市)からの来園者の他、三重県内の各地域からも利用されている。来園者の評価は「楽しめた」が約8割を占めるなど高評価で、複数回の来園者が約7割を占めるなど、来園者が楽しめ、再度来園したくなるような環境が確保できている。
3 成果目標及びその実績	B		イベント等開催数については、目標の24回に対し、実績は24回であった。施設利用者数については、目標の12万人に対し、実績は11万65百人であったが、平成20年度より約10百人ほど増えた。中心的な施設である自然学習展示館が耐震診断の結果、閉館となっていることを考慮すると、目標達成率97%は、概ね目標を達成できたと考えられる。

※「評価の項目」の県の評価: 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括コメント	<p>成果目標について、施設利用者数は目標を達成できなかったが、中心施設である自然学習展示館が閉館中であることを考えると、目標達成率97%は、概ね達成できていると考えられる。</p> <p>イベント等開催数は目標を達成できたが、イベントの開催に関する来園者へのアンケートで「知らない」と回答する人が「知っている」を上回ったため、イベント等の情報発信の強化が課題である。</p> <p>公園内の管理については、森林・植栽木や芝生広場を適正に管理することで快適な空間の確保ができており、遊具を含めた施設についても清掃業務、保守点検、日常点検を通じて清潔かつ安全に利用できる環境を整えていることが、来園者の8割から良好な評価を得ていることに繋がっていると考えられる。</p> <p>利用者のアンケート結果を踏まえ、さらにサービスの向上に努めていくとともに、必要に応じて今後の管理業務へ反映させることが必要である。</p> <p>施設の管理に関して、公園ボランティアの「モリメイト」と連携して管理作業を行い、管理業務の効率性の向上やコスト削減を図るなど、適正な管理業務ができていると考えられる。</p> <p>しかし、施設が開設後30年が経ち、老朽化による損傷が一部見受けられるため、利用者の安全・安心な利用環境の確保の観点からも、この問題へ対応していくことが今後の課題である。</p> <p>業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、担当者を本所2名及び現地管理事務所4名配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内の事故への対応や報告体制を平日・休日ともに整備・実施している。</p>
--------	--

指定管理者事業報告書(平成21年度分)

指定管理者の名称:三重県森林組合連合会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県民の森管理事業の実施に関する業務

○「三重県民の森」の持つ自然景観を最大限活用し、自然観察指導員三重連絡会や菰野町教育委員会、菰野町緑の少年隊連絡協議会等と連携したイベントの開催により公園のPR並びに来園者の増加に努め下記のような事業を行った。

ア 県民の森の施設及び設備の利用に関する業務

・芝生広場や自然学習展示館、ふれあいの館研修室等、園内各施設の団体利用に関しては、利用申請書の他、インターネットによる受付も行い、事前に施設の情報提供や利用に係るノウハウの提供を行っている。また来園者の要望によっては、適宜係員が自然観察指導を行うなど、利用者へのサービスに努めた。
(利用申請書受付件数:21年度265件 20年度246件)

イ 自然体験型のイベントの実施に関する業務

・平成21年度において、24回のイベントを開催した。(その他に、6回の関連したイベントを実施。)
・4月の春の新緑・花の季節に、「春の草花観察会」や「県民の森の春を描こう」と題して子供たちを中心に写生大会を開催した。また、関連したイベントとして、前述の「写生作品」の展示や「鈴鹿山系の植物たち」と題し写真愛好家の協力を得て写真展を開催した。この写真展は毎日新聞で紹介された。
・5月のゴールデンウィークには、「新緑の自然観察会」、「木の葉でしおりづくり」を5月2日～3日の二日間開催し、県民の森の自然を堪能していただいた。また、5月31日には、関連イベントとして、自然環境を守るシンボル楽器「コカリナ」による演奏会を市民演奏団体の協力を得て開催した。この演奏会は毎日新聞にも紹介された。
・6月には、菰野町緑の少年隊指導者の方々と連携し、少年隊の子供たちによる「花壇づくり」や「木工教室」、また、秋の11月には、チューリップ球根の植え付け・園内の自然観察会などを開催した。
・夏休み中の7月・8月には、「植物の標本づくり」、「水辺の生き物や昆虫の観察会」、「孟宗竹でカスタネットづくり」など、子供たちを対象に開催した。夏休み終盤には「森の工作教室」と題し、家族でネイチャークラフトを楽しんでいただいた。このネイチャークラフトは伊勢新聞で紹介された。
・秋の紅葉シーズンには、自然観察会やハイキング等のイベントを実施した。
・その他菰野町教育委員会と連携して、毎週3回、子ども達への情操教育の場として公園利用を図るなど、地域とのコラボレーションにも努めた。

ウ ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務

・ホームページではイベント開催情報や四季折々の花木の開花情報を「かわらばん」と題して情報発信した。また、イベント開催については、マスコミ関係や地域の広報、イベント情報誌に適宜情報を提供した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・当該施設は、都市公園とは異なる森林公園で、施設が広大であり、また、公園開設後約30年近くが経過し、施設の老朽化も目立ってきている。
・植物管理、清掃管理、日常点検、遊具・建物施設などの定期点検、巡回警備、修繕業務等により、施設を清潔かつその機能を適正に保持するとともに、異常箇所の早期発見により、来園者の快適かつ安全な利用を図れるよう努めた。
・平成21年度は、園のシンボリック施設である自然学習展示館が耐震診断の結果を踏まえ、6月から休館とし、事務所機能を「ふれあいの館」へ移転した。このことから、自然学習展示館がもつ展示機能等、一部のサービス機能が低下した。

③県施策への配慮に関する業務

・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、自主的に園内人工林の間伐を実施し、森林の整備に努めるとともに、歩道修繕やイベントの材料として間伐材を利用した。
・両面印刷や既に片面が印刷されたOA用紙の裏面を印刷用紙として利用している。また、ゴミの分別による再資源化を促進した。
・森林環境学習の機会をより多く提供するため、「Mieこどもエコフェア」や「しぜん文化祭inみえ」に参加し、広く県民の皆様にご利用していただくよう努めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

「三重県民の森の管理に関する情報公開実施要領」により対応した。
平成21年度請求件数:0件

⑤その他の業務

・新型インフルエンザの感染を予防するため、園内施設へ「注意喚起のチラシ」の貼付及び消毒液を設置し対応に努めた。
・9月には、「クマ出没情報」の提供があったことから「チラシ」により注意を喚起するとともにパトロールの強化を図った。

(2)施設の利用状況

目標	年間公園利用者数	120,000人
実績	平成21年度	116,452人
	(平成20年度)	115,383人

2 利用料金の収入の実績

利用料金収入	／
--------	---

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	23,130,000	事業費	8,417,234
利用料金収入	—	管理費	14,701,367
その他の収入	0	その他の支出	0
合計 (a)	23,130,000	合計 (b)	23,118,601
収支差額 (a)-(b)	11,399		

※参考

利用料金減免額	／
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	目標数値 ・年間公園利用者数 120,000人 ・自然体験型イベント開催数 24回
成果目標に対する実績	・施設利用者数 120,000人 実績 平成21年度 116,452人 (平成20年度 115,383人) ・イベント等開催回数 24回 実績 平成21年度 24回(その他関連イベント 6回)
今後の取組方針	・結果として、目標数値である年間公園利用者数12万人を若干下回った(97%)。今後、さらに、ニーズの把握に努めるとともに、魅力のあるイベントの開催・公園の持つ優れた景観の保持・ホームページや広報による情報発信・他地域での文化祭等への出展による公園PR活動を行うとともに、地域や団体とのコラボレーションを促進し、来園者の増加を図りたい。また、きれいに管理された公園を維持することにより、より魅力ある施設としていきたい。 ・来園者のアンケート調査結果によると、25%が「はじめての来園者」であることから、今後リピーターとして施設を利用頂けるよう四季折々の情報提供に努めていく。 ・「Mie子どもエコフェア」、「しぜん文化祭inみえ」への出展時におけるアンケート調査結果では、三重県民の森を「知らない。」との回答が20%を占めていることから、今後においても、地域外で開催される文化祭等に積極的に出展し、公園のPRを図っていく。 ・園内には木製遊具が設置されており、確実な安全対策が必要となっている。その他の施設においても確実な安全対策を講じていく。 ・イベント等開催回数は目標を達成している。今後においても、魅力のあるイベントの開催を図る。なお、2月に予定した行事が雨天のため中止したため、冬期(1月~3月)の開催行事が無くなる結果となった。今後、冬期においても季節に適した行事の開催を推進する。 ・次年度においても引き続き、独自事業として、当連合会所属の間伐推進指導員が実施した間伐調査に基づく、園内人工林の間伐を行い、環境保全に努めていく。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な清掃・適切な植物管理・巡回活動による異常個所の早期発見等に努め、施設の適正な維持管理・環境の美化に努めた。来園者のアンケート調査結果では、回答者の86%が「よかった。」及び「まあまあ。」の回答があり、ほぼ満足を得ているが、老朽化した施設もあることから、より適正な維持管理に努めたい。 マツクイムシの防除、園内施設の修繕業務も積極的に実施した。 独自事業として、当連合会所属の間伐推進指導員が実施した、園内人工林の間伐調査に基づき、昨年に引き続き間伐を実施し環境保全に努めた。
2 施設の利用状況	B	<ul style="list-style-type: none"> 聞き取りや来園者アンケート、イベントに係るアンケートにより利用者のニーズを把握し、フィードバックに努めている。当該施設で「楽しめたかどうか。」の来園者のアンケート調査結果では、回答者の95%が「楽しめた。」及び「まあまあ。」の回答があり、ほぼ満足し、施設を利用して頂いている。また、イベント参加者の行事アンケート調査では、回答者の97%が「大変良い。」及び「良い。」の回答を頂いた。 地域や団体と連携した施設利用など、コラボレーションに努めた。 関連イベントとして「きのこ・木工品展示会(シイタケ、学童用木製机・椅子等展示)」を開催するとともに、再生産可能な木質資源の利用を啓発した。
3 成果目標及びその実績	B	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者数は平成20年度に比べ増加しているものの、平成21年度は116,452人で目標値の97%にとどまった。 平成21年度は自然学習展示館の耐震診断の結果を踏まえ6月から休館とし、事務所機能を「ふれあいの館」へ移転した。このことから、来園者への展示機能等、一部のサービス機能が低下したことは否めなかったと推測している。 以上のことを勧案すると、ほぼ当初の目標を達成していると考えられる。

※評価の項目「1」の評価：

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
- 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 当初の目標を達成している。
- 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<ul style="list-style-type: none"> 三重県民の森管理業務をはじめ、地域(菰野町教育委員会、モリメイト)や団体(自然観察指導員三重連絡会、菰野町緑の少年隊連絡協議会、三重県オリエンテーリング協会)と連携したイベント等の開催や他地域で開催された文化祭(Mieこどもエコフェア、しぜん文化祭inみえ)に出展し公園のPRに努めた。 また、近鉄湯の山温泉駅、菰野町観光協会(道の駅ふるさと館)、湯ノ山ロープウェイを訪問し連携の強化に努めた。 ホームページの更新は58回行い、イベントや四季折々の情報を提供した。 当面の課題は、老朽化している施設の補修である。施設の設置から約30年が経過し、老朽化が目立ってきたため、緊急性・重要性等を十分に検討し、県と協議の上、計画的に行っていきたい。 平成21年度は、平成20年度を上回る公園利用者数を達成したものの、数値目標である12万人には及ばない結果(97%)となった。さらに、他地域でのイベント参加を通じ公園のPRを図るとともに、きれいに管理された公園を維持することにより来園者の満足度を増すことを目標とし、目標達成に向けて邁進したい。 施設の維持管理業務については、清掃管理、日常点検、巡回警備、修繕業務等により、すべての施設を清潔かつその機能を最適に保持するとともに、異常箇所の早期発見等により、来園者の快適かつ安全な利用環境の保持に今後においても努めたい。 ニーズの把握は、日々の巡視活動、来園者とのコミュニケーションやアンケート調査を実施し、把握に努めている。改善できるところは早期に改善し、時間・費用の掛かるものについては県との協議にて改善に向けた努力をしていきたい。 当該年度において、クマ出没情報等が寄せられたが、いずれも危機管理マニュアルに基づき適切に対応した。また、必要に応じて園内巡視を強化するなど、迅速・適正な対応に引き続き努めていく。
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成21年度分)

施設所管部名: 環境森林部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県上野森林公園 (伊賀市下友生字松ヶ谷1番地)
指定管理者の名称等	伊賀森林組合 代表理事組合長 吉岡 亮二 (伊賀市ゆめが丘7丁目7番地の1)
指定の期間	平成20年4月1日～平成23年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	ア 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務 イ 森林公園の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 ウ 森林公園の施設、設備の利用に関する業務 エ 自然体験型のイベントの実施に関する業務 オ ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 カ その他の森林公園の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B		森林公園内の森林、植栽木、芝生広場等の植物管理、森のまなびやや消防設備、浄化槽、遊具等の保守点検などの管理業務を適正に実施している。植物管理については、公園ボランティアの「モリメイト」と連携して管理を行っている。
2 施設の利用状況	B		研修室・公園・サブコテージの団体利用数は448団体(利用者数9,260人)と平成20年の342団体(9,100人)を上回っている。行事に関するアンケート結果から参加者の9割の人から「良かった」との回答を受けていることから、利用しやすい環境を整備している。
3 成果目標及びその実績	A		イベント等開催数については、目標の24回に対し、実績は28回であった。施設利用者数については、目標の6万人に対して、実績7万33百人であり、平成20年度より約10百人増えた。特に利用者数については、目標達成率が122%となり、大きな成果を挙げているため高く評価できる。

※「評価の項目」の県の評価 : 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括コメント	<p>施設利用者数とイベント開催数の2つの成果目標が達成された。特に施設利用者数の方は、平成20年度に引き続き目標に対して1万人以上を上回る実績を残している。イベントについては、参加者の約9割の人から「大変良かった」また「良かった」との回答を受けた。このことから、高い水準で目標を達成できている。</p> <p>施設の管理に関して、公園ボランティア「モリメイト」と連携して管理作業を行い、管理業務の効率性の向上やコスト削減を図るなど、適正な管理業務を行っていると考えられる。しかし、施設が開設後10年以上が経ち、老朽化による損傷が一部に見られるため、利用者の安全・安心な利用環境の確保の観点からも、この問題へ対応していくことが今後の課題である。</p> <p>また、利用者へのアンケート結果を踏まえ、利用者ニーズの的確な把握や、より利用しやすい環境作りを務めていく必要がある。</p> <p>業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、森林公園管理事務所に所長1名、森林組合職員1名、嘱託員4名を配置している。また、危機管理に関しても、該当マニュアルを作成し、自然災害や公園内の事故への対応や報告体制を平日・休日ともに整備・実施しており、今後も継続していく必要がある。</p>
--------	---

指定管理者事業報告書(平成21年度分)

指定管理者の名称: 伊賀森林組合

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県上野森林公園の管理事業の実施に関する業務

○ 公園内の森林・植物等の管理業務

・敷地面積が52haと広大なため、芝生管理や、花木の植物管理は外部の専門業者に委託している。散策歩道周辺の除草や湿生植物園などの管理は公園職員が行い、森林整備は公園職員及び森林ボランティア「モリメイト」で実施している。また、重労働である木削チップを歩道へ敷く作業は、公園利用者である高校生等の協力を得て実施した。

○ 公園の施設及び利用業務

・公園、研修室、サブコテージの団体利用に関しては、利用申請書で受付を行い、冷暖房、机椅子の準備及び備品貸付等は、申し込みの際、聞き取りし、対応するなど利用者へのサービスを行っている。さらに、研修室でのクラフトなどの工作や山野草の園内案内などは職員が直接指導に当たっている。

○ 自然体験型イベントの実施業務

・公園での行事については、31回実施し、そのうち自然体験型イベントとしては、28回実施している。特に、親子で参加し、楽しむ行事を多く行なうよう取り組んでいる。

○ ホームページ等による情報提供業務

・上野森林公園独自のホームページを立ち上げ、公園の四季折々の情報を発信するとともに、花木の開花情報やイベント開催については、マスコミ関係や地域のイベント情報誌に適宜情報を提供している。年間のホームページ更新回数は116回であり、一般からのアクセス回数は18,855件であった。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

○ 施設・設備の維持管理

・浄化槽、消防用設備、水道用受水槽、高圧電力、建築設備等法的に定められた設備点検については、専門の外部業者に委託し定期的に実施するとともに、日常点検等については公園職員が園内を6コースに分けて巡視を行なっている。

○ 修繕関係

・当公園が設置されて10年が経過することから、観察の森の八つ橋等木製の施設については老朽化が目立ち、また受水槽の送水ポンプや浄化槽の放流ポンプなど回転機器類の故障が相次いだ。メインパソコンについては電源が入らないなどの故障があり、取替を必要とした。チップパー・シュレッダー機やチェンソー・刈払い機等の機械器具についても、その都度専門業者に修理依頼し、現状維持に努めた。トイレや水飲み場配管等も凍結破損があり、早期改善に努めた。このように、施設の修理や機械器具の取替が多く発生したことから、修理費は昨年の2倍近くに達した。

③ 県施策への配慮に関する業務

・持続可能な循環型社会の創造に向けた自然との共生の確保については、ホームページで公園の四季折々の草木の開花情報を発信するとともに、地域のイベント情報誌などへも積極的に情報提供し、県民の誰もが利用できる自然とのふれあいの場を提供するよう努めている。

また、森林環境学習の機会を提供するため、自然体験型イベントを多く開催するとともに、県が開催する「Mie こどもエコフェア」や「しぜん文化祭inみえ」にもブース展示等で参加し、さらに伊賀地域で開催された県立博物館事業の移動博物館行事にも協力し、広く県民に利用していただくよう積極的にPRに努めた。

・環境保全活動の推進については、森林ボランティア「モリメイト」とともに、公園の森林整備を行なうとともに、日本ビオトープ管理士会三重県支部と連携し、園内の湿地でビオトープの調査研究を行っている。また、園内に生息するサギソウ、トキソウ等希少植物やハッコウトンボ、キバネツトンボなどの希少生物は専門家の方からの意見を拝聴しながら生物多様性の確保に努めている。

・資源循環型社会の構築については、ゴミの排出を抑制し公園の美観を確保するため「ゴミの持ち帰り」と飲み物の「マイボトル運動」を呼びかけている。また、園内で発生する草木については、チップ化処理し木削チップは園内のチップ道として利用するとともに、草木チップや落ち葉は回収してカブト虫の幼虫飼育として、ピートルズベッドに利用している。さらに、林内整備で発生したコナラ等の雑木は、「しいたけの菌打ち体験」の行事に利用し、参加者から大変喜ばれている。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

・「三重県上野森林公園の管理に関する個人情報適正管理指針」及び「三重県上野森林公園情報適正管理マニュアル」を定め、適切な情報管理体制を取っている。

特に、モリメイトに係る個人情報やイベント参加者・講師の個人情報等はカギのかかるロッカーに保管し、外部に漏洩しないよう措置を取るとともに、定期的にチェックリストを利用し、職員の意識高揚に努めている。

⑤その他の業務

- ・公園の管理上、不測の事態が発生した場合を想定し、「危機管理マニュアル」を策定し、事故、災害時の連絡体制や差別落書等の人権侵害事案への対応を明確に行っている。
- ・消防法に定める施設の防火管理については、防火管理者を選任し、消防計画を定めている。消防用設備については、専門の外部業者に委託し、法定点検を実施している。また、消防計画に定める火災等を想定した防火訓練や事故時の通報訓練なども実施し、危機管理対策に万全を期している。

(2)施設の利用状況

当公園は、年末年始の12月29日～1月3日までの6日間が休園日で、開園時間は9:00～17:00である。11月及び2～3月は雨の日が多かったことから、これらの月では昨年の公園利用者数は下回ったものの、全体としては約2,500人増であった。

公園施設全体の利用者数	成果目標 6万人	平成21年度実績(人) 73,282 (70,754)	達成率 122.1%
-------------	-------------	--------------------------------	---------------

また、平成21年度研修室等の団体利用申込状況は次のとおりである。

	団体数	利用者数(人)	昨年比率(利用者数)
研修室	152団体 (113団体)	2,656(3,038)	87.4%
公園	193 (153)	5,507(5,176)	106.4%
サブコテージ	103 (76)	1,097(886)	123.8%

()は平成20年度実績

2 利用料金の収入の実績

利用料金収入	／
--------	---

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	26,310,000	事業費	1,853,516
利用料金収入	—	管理費	24,969,135
その他の収入	7,094	その他の支出	5,400
合計 (a)	26,317,094	合計 (b)	26,828,051
収支差額 (a)-(b)	△ 510,957		

※参考

利用料金減免額	／
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	施設利用者数 60,000人 イベント等開催数 24回
成果目標に対する実績	施設利用者数 73,282人 イベント等開催数 28回
今後の取組方針	<p>成果目標については2項目全て達成した。</p> <p>公園利用者の増大については、地域の住民自治協議会や小中学校、福祉施設などと連携し、行事案内や公園の利用方法などのPRに努めた。また、県が主催する「Mie こどもエコフェア」や「しぜん文化祭inみえ」にも参加する等、園外活動にも積極的に取り組み、広く県民の方にも利用していただくよう努力した。</p> <p>今後、さらに利用者のニーズを把握し、工夫を凝らしたイベントの実施や環境学習情報センターなど関連機関と連携を図り、里山の景観を生かしながら魅力ある森林公園としていきたい。</p> <p>また、公園の森林整備などに協力的な森林ボランティア「モリメイト」と協働し、交流会や伐木講習会などのイベントの開催を行なっていきたい。</p> <p>管理業務に関する経費の収支が、修繕費や社会保険料等が増加したことから、赤字となった。今後は、業者への委託料を設計段階から見直すとともに、職員全員がより一層の経費節減を図り、健全な収支状況にして参りたい。</p>

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	植物管理や専門知識の必要な施設の管理は外部の専門業者に委託し、職員で実施できる園内散策道の除草や湿性植物園の管理、軽易な修繕はできるだけ職員で実施した。また、公園ボランティア「モリメイト」の協力を得て、森内整備に努めた。観察の森に設置されている木製の八つ橋施設は大規模修繕となるため、県と協議して伊賀農林商工環境事務所で修繕を当年度中に実施することに決定し、完了した。特に、パソコンや電気設備やモーターなどの電子機器や電気機器類の取替が多くなった。このため利用者に不便をかけないよう、また利用者の安全を第一に考えて早い目の改善に心がけた。
2 施設の利用状況	B	施設利用者数は、73,282人と昨年の3.6%増であったが、成果目標の6万人は大幅に超えている。また、研修室の利用者数は昨年を下回ったものの、公園利用やサブコテージの利用は昨年を上回る利用状況であった。利用者へのPRについては、マスコミ関係を通して四季折々の開花情報を提供するとともに、地域のイベント情報誌等にも行事案内を積極的に行った。さらに、自然体験型の行事の様子をデジタルコテージのホールに写真で紹介し、親子連れなどが参加し、利用しやすい雰囲気の情報提供した。また、毎年8月は暑い時期でもあり、公園利用者が最も少なくなることから、8月19日の俳句の日に因んで「一句詠んでだあこ」行事を実施したところ昨年同月より約900人の利用者増をみた。
3 成果目標及びその実績	A	成果目標である施設利用者数及びイベント開催回数とも目標値を達成し、施設利用者は目標値の122.1%、イベント回数は116.7%であった。巡視によるゴミの回収や歩道周辺の除草など整備は公園職員が一丸になって実施したことや、イベント開催についても公園ボランティア「モリメイト」の協力が得られたことが利用者増となり、多くのイベント開催につながったものと思われる。さらには、県環境森林部や県立博物館行事にも積極的に参加し、上野森林公園を地域外においてもPRしたことがこのような結果となったことと思われる。

※評価の項目「1」の評価：
 「A」→業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→業務計画を順調に実施している。
 「C」→業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
 「A」→当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→当初の目標を達成している。
 「C」→当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<p>1. 県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与するため、</p> <p>①公園内の清掃と整備に努め、県民の誰もが利用できる自然とのふれあいの場を提供した。</p> <p>②年間イベントを31回開催し、自然体験型イベントは、成果目標に対して4回多く開催するなどして、県民に森林環境学習の機会を提供した。</p> <p>③デジタルコテージ・サブコテージに利用者アンケート及び質問コーナーを設け、その意見を公園の管理運営に反映させ、公園利用者の満足度向上に努めた。</p> <p>2. 「三重森林公園指定管理者業務仕様書」で定められた管理基準を満たすため、常駐の管理責任者として、組合職員の所長を配置し、6人体制で施設管理及び森林整備に努めるとともに、危機管理マニュアルを定め緊急事態発生時の体制と定期的な防火訓練等を実施した。</p> <p>3. 年間の施設利用者数の成果目標を6万人以上とし、利用者増大に向け、四季折々の花木の開花状況をホームページやマスコミ関係に情報提供を行うとともに、イベント開催の案内等は地域のイベント情報誌「伊賀び〜と」「いがっ子通信」等にも積極的に情報発信した。</p> <p>また、県環境森林部及び県立博物館が主催する「Mie子どもエコフェア」や「しぜん文化祭inみえ」にも参加し、伊賀地域だけでなく広く県民にも利用していただくようPRに努めた。</p> <p>4. 森林公園の敷地面積は52haと広大であり、未整備区域も多くあることから、芝生、生垣、花壇等の植物管理については、その一部を専門の外部業者に委託し、散策歩道周辺の除草や除伐による森内整備は、公園職員と公園ボランティア「モリメイト」で実施する等経費の削減に努めるとともに、県民にとって快適で憩いの場となるよう努力した。さらに、公園利用者である高校生の協力を得て、森林整備で発生した木削チップを歩道に敷き、木の暖かさが利用者へ伝わるようにした。</p> <p>5. 「次年度への課題」</p> <p>当公園が設置されて11年目を迎えることから木製の八つ橋やテラスなどの老朽化が目立ち、修繕の必要性が出てきた。今年度も八つ橋の一部は修繕できたが、多くは未整備で残っている。</p> <p>また、電話設備や電気設備等の修繕についても点検業者から出来るだけ早い機会に改善するよう指示されている。このため、業者への委託経費を見直すとともに、公園利用者へのサービスが低下しないよう経費節減にも最大限の努力を行っていきたい。</p> <p>さらに、当公園は、湿地が多くある里山で、希少植物や昆虫などが多く生息していることから生物の種の多様性を確保しながら公園の特性・魅力を情報発信していきたい。</p>
--------	---

6. 指定管理者選定の進捗状況

6-1 三重県環境学習情報センター

1 概要

三重県環境学習情報センターについては、平成20年4月1日から指定管理者を導入し、平成23年3月末で指定管理期間が終了することから、次期指定管理者の募集を行っています。

指定管理者候補を公正かつ適正に選定するため、外部の学識経験者等による三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会（委員長：荻原 彰 三重大学教育学部 教授）を設置しました。

平成22年7月1日に開催された第1回選定委員会において、審査基準や配点表を策定した後、募集を行ったところ、2団体から応募がありました。

今後、選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定します。

2 進捗状況

7月 1日	第1回選定委員会開催(審査基準・配点表の策定)
7月14日～7月27日	募集要項の配布
8月 5日～8月10日	募集要項等に対する質問の受付
8月27日～8月31日	申請書受付

3 選定委員（順不同・敬称略）

委員長 荻原 彰	三重大学教育学部教授
委員 高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり会長
委員 土田 繁	公認会計士・税理士
委員 森 久恵	弁護士
委員 矢口 芳枝	公募委員

4 応募等の状況

現地説明会出席団体数	2団体
応募団体数	2団体

- ・アクティオ株式会社
- ・エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社

5 今後の予定

(1) 審査

今後の選定委員会は次の日程で開催を予定しており、選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定します。

第2回選定委員会（ヒアリング審査、最終審査）

平成22年10月22日

(2) 指定管理者の指定

平成22年第2回三重県議会定例会11月会議の議決を経て指定します。

(3) 協定締結

平成23年3月上旬に締結します。

(4) 指定期間（予定）

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

三重県環境学習センター指定管理者審査基準

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目		審査内容	配点
管理に対する基本方針	1-1	理念が利用の平等性の観点から適切か	10
	1-2	設置目的と申請者の基本方針が合致しているか	10
利用者の公平、公正な利用	1-3	事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとられているか	10
企業(団体)の社会的責任	1-4	企業(団体)倫理・コンプライアンス(法令遵守)・環境管理への対応は適切か	10

2 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目		審査内容	配点
利用者の安全確保方策	2-1	利用者の安全の確保、事故防止策は適切な提案がなされているか	10
	2-2	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	10
展示機器等の効率的で安定的な維持管理	2-3	展示機器等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか	10
危機管理体制や緊急時の対応	2-4	緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか	10
	2-5	研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか	10
個人情報の保護への対応	2-6	チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか	10
	2-7	職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか	10

3 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目		審査内容	配点
事業	3-1	提案された事業は実現可能であるか	10
	3-2	「気づき」の機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか	15
	3-3	「知識」や「実践」へと発展させる機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか	15
	3-4	環境学習指導者等の養成に関し、具体的な方策が提案されているか	15
	3-5	環境学習指導者等の活動の支援に関し、具体的な方策が提案されているか	15
	3-6	様々な主体と連携した環境保全活動の実施に関し、具体的な方策が提案されているか	15
	3-7	利用者を増やす具体的な方策が提案されているか	15
サービス向上への取組み	3-8	利用料金の設定は適切な提案がされているか	10
	3-9	施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上につながる具体的な提案がされているか	10
	3-10	施設の稼働率等を高めるための具体的な提案がなされているか	10
	3-11	サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	10
利用者の声の把握	3-12	利用者の声の把握及び反映等のサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか	10
達成目標	3-13	利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか	10

4 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

審査項目		審査内容	配点
収支計画	4-1	収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10
	4-2	提案された事業が十分実施できる計画となっているか	15
	4-3	県費負担削減につながっているか	15
	4-4	実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか	10

5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目		審査内容	配点
経営能力	5-1	施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか（基準点4点）	20
	5-2	事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は適切であるか（基準点4点）	20
組織体制、勤務体制	5-3	組織体制や責任体制は適切な提案がなされているか	10
	5-4	提案事業内容が実施できる体制となっているか（基準点2点）	10
人材育成方針、研修計画	5-5	職員の人材育成につながる方針となっているか	10
	5-6	業務に必要な研修があるか	10

※5-1、5-2、5-4の3項目については基準点を設け、その点数以下がひとつでもあれば、失格とする。

三重県環境学習情報センター事業計画書の要旨

申請者名	アクティオ株式会社
管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・この2年半の間に指定管理者として培った実績を活かし、次の5年を通じて三重県環境学習センターから環境問題への「気づき」を今まで以上に感じていただき、さらにその先にある「実践」へとつながる道すじを伝えることを管理運営方針と位置づけ、強い意志を持って臨みます。 ・「人と人とのつながり」を深める運営を活かし、事業展開をしております。 ・管理運営にあたっては、官民協働による施設価値を最大に高める運営をしております。法令を順守したうえでサービスの向上はもとより、コスト削減を図るとともに、環境に配慮した運営をしております。 ・すべての利用者様に対して、公正・公平・平等なサービスが提供できるよう、利用者様目線に合わせた対応をしております。 ・「来て良かったね」「また来たいね」と思っただけのことを至上の喜びとし、高い品質のサービスを提供しております。
管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・企業コンプライアンスを徹底遵守する経営姿勢で県民の方々に「信頼」していただける指定管理者として業務を遂行しております。 ・アクティオ（株）が定める企業倫理基準に基づき、管理業務をすすめてまいります。 ・「チャレンジ25」運動を当センターでも推進し、またその環境への取り組みを県民の方々へお伝えしております。 ・アクティオ（株）が今までに学んだノウハウ、そしてなによりこの2年半に三重県環境学習情報センターで培った経験を次の5年間で活かし、さらなる飛躍をした管理運営をしております。
運営業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな気づきの機会を提供できるよう、より一層多くの事業を展開してまいります。当施設内での講座だけでなく、イベントの参加や各地域での講座等、県民の皆様のお近くへ環境講座を「出前」しております。 ・「気づき」から「知識」や「実践」へと発展させる機会の提供として、利用者一人ひとりにフィットしたモデルプランを作成し、利用者様のニーズに合った事業を構築してまいります。 ・指導者養成講座へ導く手段として、「ファーストステップ講座」を充実させ、「気づき」から一步一步着実に前進できる講座の提供をしております。 ・地域で活躍する指導者をさらに増やすため、環境学習サポートを充実させてまいります。積極的に環境学習の推進をしていく意欲のある指導者に登録していただき、登録者の希望や能力に合わせて講師をお願いしてまいります。また指導者のスキルアップを図るべく、「スキルアップ講座」を展開してまいります。

危機管理に関する計画		<ul style="list-style-type: none"> 盗難や破壊行為、事故などの施設の安全を脅かす要因は、未然にシャットアウトする『予防安全』を徹底いたします。また、本施設が所有する展示機器や貸出備品の破損、汚損に関しても稼動、貸出時には事前チェックをいたします。施設内に危険個所を見つけた際には張り紙やコーンバー等で利用者様が危険個所を使用することを回避します。 万一の事故発生や緊急時には応急処置が施せるよう、センター長はじめ職員すべてが定期的な普通救急講習を受講いたします。 三重県保健環境研究所との連携を密にし、緊急連絡網体制の整備や危機管理マニュアルを作成、職員すべてが共有します。また、保健環境研究所の消防訓練に参加することにより、各役割の設定や防災意識を高め、危機発生時の迅速かつ的確な行動が出来るようにいたします。 普段からの危険予測の重要性と危機管理の本来の目的（利用者の安全を守る＝信頼を得る＝安心して利用して頂く）を意識し日々運営いたします。 					
利用料金		<ul style="list-style-type: none"> 利用料金については、条例の上限額を基本として設定いたしますが、講座等繁忙期を除き、今後は近隣施設の料金バランスを考慮したうえで三重県様とご相談のうえ、利用促進につながる料金設定を検討してまいります。 自治体、学校等公的機関が利用する場合や公益性が認められる目的で利用する場合は全額減免いたします。 収受に関する金銭は無駄な資金はおかず必要最低限を金庫にて管理いたします。 利用手順や利用方法をわかりやすく書き記した利用手引きをお配りしています。 					
組織及び人員		<ul style="list-style-type: none"> 三重県環境学習情報センターが指定管理となり2年半の間に培った経験を基に、次の5年間では一歩前進した体制を整えてまいりたいと考えております。今回「環境学習推進部門」「環境活動推進部門」「イベント部門」「制作部門」の4つの部門分けを行います。 センター長以下全8名体制で運営してまいります。その他、弊社より専任担当者・統括担当者・経理担当者等、万全のバックアップ体制で施設運営をサポートいたします。 					
収入計画書 (千円)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
	収入合計	35,363	35,459	35,554	35,649	35,745	
	指定管理料	35,313	35,409	35,504	35,599	35,695	
	施設利用料金収入	50	50	50	50	50	
	事業収入	0	0	0	0	0	
	支出合計	35,363	35,459	35,554	35,649	35,745	

※ A4版2枚以内としてください。

(別紙様式 3)

三重県環境学習情報センター事業計画書の要旨

申請者名	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 代表取締役社長 生川好彦							
管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の再資源化に取り組む当社の社会貢献事業として実施 ・企業の視点と発想で多様な環境学習機会を提供 ・公平、公正な施設利用、責任ある管理体制を構築し管理運営 ・設置目的にそった施設利用は利用料金を免除し、利用促進 							
管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保、事故防止対策の実施 ・利用者の安全で利便性を損なわない効率的維持管理 ・三重県保健環境研究所等との危機管理等の連携・協働 ・個人情報の適切な保護対策の実施 							
運営業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用機会の平等、来館者サービスの向上取組実施 ・環境学習機能を最大限活用し、環境「気づき」機会の提供 ・気づきを知識・実践へと発展させる学習プログラムの提供 ・環境学習指導者等の多様な養成講座開催と活動支援の実施 ・様々な活動主体と協働・連携しての環境保全活動の実施 ・環境教育参加者数の増加への企業視点も取り入れた取組実施 							
危機管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内外での活動における、利用者の安全を図るためのマニュアルの策定とこれに対応できる訓練の実施 ・当社の安全管理対策組織「安全管理室」に「環境学習情報センター部門」を設置し、安全管理体制を整備 							
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の設定は、条例上限金額で区分通り規定 ・センターの設置目的にそった利用は全額免除 ・利用許可については設置目的利用を優先取扱（実収入なし） ・企業等の事業参加を促し、料金収入以上の事業充実で対処 							
組織及び人員	<ul style="list-style-type: none"> ・センターへの常勤配置 7 名（センター長、環境学習・業務担当 6 名）他に、本社で環境企画担当 3 名（非常勤）、管理及び経理担当 2 名（兼務）の支援体制のほか必要に応じ応援 ・職員の研修（個人情報保護、人権、危機管理、救命救急等） 							
収支計画書(千円)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考	
	収入合計	35,313	35,409	35,504	35,599	35,695		
	内訳	指定管理料	35,313	35,409	35,504	35,599	35,695	設置目的利用全額免除 各事業主体で計上方式
		施設利用料金	0	0	0	0	0	
		事業収入	0	0	0	0	0	
	支出合計	35,313	35,409	35,504	35,599	35,695		

6-2 三重県民の森及び三重県上野森林公園

1 概要

三重県民の森及び三重県上野森林公園については、平成20年4月1日から指定管理者を導入し、平成23年3月末で指定管理期間が終了することから、次期指定管理者の募集を行っています。

指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、外部の学識経験者等による指定管理者選定委員会（委員長 河邊 毅寿 公認会計士）を設置しました。

平成22年7月13日に開催された第1回選定委員会において、審査基準や配点表を策定した後、募集を行ったところ、三重県民の森では2団体、三重県上野森林公園では1団体の応募がありました。

今後、選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定します。

2 進捗状況

7月13日	第1回選定委員会開催（審査基準、配点表の策定）
7月28日～8月11日	募集要項の配布
8月18日	現地説明会開催
8月18日～8月25日	募集要項等に対する質問の受付
9月7日～9月10日	申請書受付

3 選定委員（順不同・敬称略）

委員長	河邊 毅寿	（公認会計士）
委員	赤木 邦男	（弁護士）
委員	伊井野 雄二	（公募委員）
委員	大西 かおり	（大杉谷自然学校）
委員	谷ノ上 千賀子	（(株)百五経済研究所）
委員	服部 紀子	（グリーンボランティア「森林づくり三重」）
委員	山崎 忠久	（三重大学名誉教授）

4 応募等の状況

（1）現地説明会出席団体数

①三重県民の森	6団体
②三重県上野森林公園	4団体

(2) 応募団体数

- ①三重県民の森 2 団体
 - ・三重県森林組合連合会
 - ・特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター
- ②三重県上野森林公園 1 団体
 - ・伊賀森林組合

5 今後の予定

(1) 審査

今後の選定委員会は次の日程で開催を予定しており、選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を選定します。

第2回選定委員会（ヒアリング審査、最終審査）

平成22年10月13日

(2) 指定管理者の指定

平成22年第2回三重県議会定例会11月会議の議決を経て指定します。

(3) 協定締結

平成23年3月上旬に締結します。

(4) 指定期間（予定）

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

三重県民の森指定管理者審査基準

審査項目	審査基準	配点	申請者A	申請者B	申請者C
1 県民の平等な利用の確保					
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	10			
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	10			
	社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか	10			
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか	10			
③企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	10			
小計		50			
2 三重県民の森の適切な維持管理					
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	管理基準を満たし、現在の維持管理レベルを保つものであるか	15			
②維持管理について新しい発想、新しい観点からの提案	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提案されているか	15			
③自然植生の維持管理の方法	長期的な視点に基づいた管理方法であるか	10			
	生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか	10			
④利用者の安全確保策、事故防止策、施設の巡視点検、危険箇所等の早期発見やその措置	利用者の安全確保・事故防止策は具体的で効果的なものか	15			
	危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	15			
⑤緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対策は適切な提案がなされているか	15			
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか	15			
⑥個人情報保護	個人情報保護を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5			
⑦情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	10			
小計		125			
3 三重県民の森の効用の最大限発揮と県民サービスの向上					
①自然体験型イベント(自主事業を含む)の実施	年間を通じ、適切な時期にイベントが計画されているか	15			
	独創的な内容のイベントが提案されているか	15			
②自然学習展示館の活用	自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか	15			
③森林環境教育の基本理念及び学習の機会の提供	「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか	15			
	自然環境について十分な知識を有しているか	20			
④三重県民の森の利用者数増大策	三重県民の森の利用者数を増加させる方策が提案されているか	30			
⑤施設利用者、自然体験型イベント参加者の満足度向上策	利用者、参加者の満足度向上の為の方策が提案されているか	30			
⑥三重県民の森の情報発信	三重県民の森で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか	20			
⑦他団体・地域との連携	施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか	15			
⑧住民参画	「新しい時代の公」の理念に基づき、地域住民等が参加できる管理が提案されているか	15			
⑨利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	15			
⑩利用者サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	20			
小計		225			
4 管理に係る経費の効率性					
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10			
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	10			
②経費の効率化	実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか	30			
小計		50			
5 管理に必要な人員及び財政的基礎					
①職員の雇用形態、勤務形態、業務内容	組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	10			
②職員の配置、勤務ローテーション	人員配置及び勤務態勢が適切なものとなっているか	10			
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	10			
④持続的・安定的に運営できる財政的基礎	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか	20			
小計		50			
合計		500			

三重県民の森事業計画書の要旨

申請者名		三重県森林組合連合会				
県民の平等な利用の確保に関する事項		公の施設は誰の者かを十分認識し、関係法令の遵守、公平性・中立性・透明性を確保した管理運営を行います。特に利用者への公平性を念頭に置き、不当な差別的取り扱いが無いようにし、来園者の方に、楽しく、安心し、利用できるような管理運営を行います。				
三重県民の森の適切な維持管理に関する事項		平成20年度からの「県民の森管理運営実績」と、日頃「森林・林業」に携わってきた本会の専門的知見を生かし、生物多様性に配慮した多様で健全な公園管理を推進します。また、何よりも「安全」であることが最重要であることから、施設の整備点検については職員の共通認識のもと、日々緊張感を持って万全な安全対策を講じて参ります。三重県民の森管理の基本方針を十分理解した上で、責任ある維持管理を遂行します。				
三重県民の森の効用の最大発揮と県民サービスの向上に関する事項		三重県民の森の持つ「森林公園」としての環境資源を最大限に生かしつつ、各種団体等との協力・連携により、四季折々の自然体験型イベントを開催します。また、過去に開催したイベント時のアンケート調査結果を踏まえ、より充実した内容となるよう創意工夫を図ります。また、各種アンケート実施し、利用者ニーズを把握して顧客満足度の向上に努めます。				
管理に係る経費の縮減に関する事項		費用対効果を念頭に、「指定管理料を生かして最大限の成果を出す。」ことが運営の責務であると考えます。そのために専門的な知識を活用し、効率的な管理運営に努めます。その中でサービス低下にならない範囲で縮減できるところは縮減してまいります。しっかりとした事業計画を立てることにより成果目標を掲げ、コスト削減に努めます。				
管理に必要な人員及び財政的基礎に関する事項		公の施設を管理するという認識と森林環境教育・自然観察等の知識をもち、利用者にも明るく対応ができ、森林公園の運営を通じて、外にも発信できる人材を配置します。必要に応じて適切な人員（経験者、資格取得者、意欲あるもの）を配置します。同時に本会職員を総括管理・総合調整担当として位置づけ、2名を配置し万全を期します。 財政的基礎については別添財務諸表の通りです。				
収支計画書(千円)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	収入合計	23,130	23,130	23,130	23,130	
	内訳	指定管理料	23,130	23,130	23,130	23,130
		自主事業収入	0	0	0	0
		その他の収入	0	0	0	0
	支出合計	23,130	23,130	23,130	23,130	
	年度	27年度				
	収入合計	23,130				
	内訳	指定管理料	23,130			
		自主事業収入	0			
その他の収入		0				
支出合計	23,130					

(様式3)

三重県民の森事業計画書の要旨

申請者名	特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター					
県民の平等な利用の確保に関する事項	三重県民の森は、県民の憩いの場や学習の場として活用し、次代に引き継いでいくというのが目的として整備された公の施設ということを十分理解し、誰もが利用しやすい施設となるように管理運営します。そして、NPO法人は行政とともに公益を担っていく存在であることを自覚し、多様な主体と連携していきます。					
三重県民の森の適切な維持管理に関する事項	三重県民の森管理の基本方針に基づき、100年先の森の姿を見据え維持管理に取り組み、より豊かな生物多様性の確保を目指します。 併せて、利用者の安全確保を第一に考え、事故防止には万全を期すとともに、緊急時・事故発生時には迅速に対応できる態勢を整えます。					
三重県民の森の効用の最大発揮と県民サービスの向上に関する事項	利用者の増加と満足度向上を目指すため、自然学習展示館の展示の充実や自然体験イベントの増加をさせるとともに、ホームページなどの情報発信に力を入れます。 よりよい施設となるよう、常に利用者からの意見等を把握し管理運営に反映させることで、サービスの向上に努めます。					
管理に係る経費の削減に関する事項	NPO法人という特性を活かし、持っているネットワークを活用し、様々な団体との連携、協力により、管理水準を満たしつつ、経費の削減に取り組みます。 また、自主事業を充実させていくことで、利用者へのサービス向上とともに、経費の削減に努めます。					
管理に必要な人員及び財政的基礎に関する事項	常勤職員として4名の配置をするとともに、当法人職員を非常勤にて配置をします。また、当法人理事は、原則無報酬にて必要に応じ管理の補助を行います。 財政的基礎は、NPO法人を対象とした銀行の融資を活用し、安定的な運営を行います。					
収支計画書(千円)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	収入合計	23,300	23,300	23,300	23,300	
	内訳	指定管理料	23,000	23,000	22,800	22,800
		自主事業収入	300	300	500	500
		その他の収入				
	支出合計	23,300	23,300	23,300	23,300	
	年度	27年度				
	収入合計	23,300				
	内訳	指定管理料	22,800			
		自主事業収入	500			
その他の収入						
支出合計	23,300					

※ A4版2枚以内としてください。

三重県上野森林公園指定管理者審査基準

審査項目	審査基準	配点	申請者A	申請者B	申請者C
1 県民の平等な利用の確保					
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	10			
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか	10			
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか	10			
③企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	10			
小 計		50			
2 三重県上野森林公園の適切な維持管理					
①維持管理業務全般の基本的な考え 方及び管理の方法	管理基準を満たし、現在の維持管理レベルを保つものであるか	15			
②維持管理について新しい発想、新しい 観点からの提案	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提案されているか	15			
③自然植生の維持管理の方法	長期的な視点に基づいた管理方法であるか 生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか	10			
④利用者の安全確保策、事故防止 策、施設の巡視点検、危険箇所等の 早期発見やその措置	利用者の安全確保・事故防止策は具体的で効果的なものか 危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	15			
⑤緊急時・事故発生時の対応等危機 管理	緊急時・事故発生時における危機管理対策は適切な提案がなされているか 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか	15			
⑥個人情報保護	個人情報保護を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5			
⑦情報公開	情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	10			
小 計		125			
3 三重県上野森林公園の効用の最大限発揮と県民サービスの向上					
①自然体験型イベント(自主事業を含む) の実施	年間を通じ、適切な時期にイベントが計画されているか	15			
	独創的な内容のイベントが提案されているか	15			
②森のまなびやの活用	自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか	15			
③森林環境教育の基本理念及び学習 の機会の提供	「三重の森づくり条例」の基本理念と合致しているか 自然環境について十分な知識を有しているか	15			
④三重県上野森林公園の利用者数増 大策	三重県上野森林公園の利用者数を増加させる方策が提案されているか	30			
⑤施設利用者、自然体験型イベント参 加者の満足度向上策	利用者、参加者の満足度向上の為の方策が提案されているか	30			
⑥三重県上野森林公園の情報発信	三重県上野森林公園で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか	20			
⑦他団体・地域との連携	施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか	15			
⑧住民参画	「新しい時代の公」の理念に基づき、地域住民等が参加できる管理が提案されているか	15			
⑨利用者の意見・要望の把握、管理 運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	15			
⑩利用者サービス向上につながる独 自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	20			
小 計		225			
4 管理に係る経費の効率性					
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10			
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	10			
②経費の効率化	実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか	30			
小 計		50			
5 管理に必要な人員及び財政的基礎					
①職員の雇用形態、勤務形態、業務 内容	組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	10			
②職員の配置、勤務ローテーション	人員配置及び勤務態勢が適切なものとなっているか	10			
③職員の人材育成の基本的な考え 方、職員研修計画	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	10			
④持続的・安定的に運営できる財政的 基礎	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか	20			
小 計		50			
合 計		500			

三重県上野森林公園事業計画書の要旨

申請者名	伊 賀 森 林 組 合 代表理事組合長 吉岡 亮二
県民の平等な利用の確保に関する事項	<p>県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与することを目的とし、以下の基本方針により管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の誰もが利用できる自然とのふれあいの場を提供 ・ 森林環境学習の機会を提供 ・ 県民や利用者の意見を管理運営に反映 ・ 森林の持つ公益的機能の提供と、県民への円滑な発信 ・ 安全であり、あらゆる危機に即時に対応可能な体制 ・ 安定的な経営の実現
三重県上野森林公園の適切な維持管理に関する事項	<p>[維持管理業務の基本的な方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公園の現在の上野森林公園嘱託職員を原則として継続雇用し、現在の管理水準を維持する ・ 当組合参与兼管理事務所長を、常駐の管理責任者として森林公園に専属配置し、さらに組合職員（総務課長以下2名）を森林公園の担当者（管理責任者の補佐役）として配置 ・ さまざまな地域利害関係者とのコミュニケーションに注力する ・ 公園利用者アンケート等を通じ、PDCA 管理を徹底 ・ 「楽しさ」・「やりがい」・「社会貢献」というキーワードを重視するマネジメントと「見せ方」に心がけた運営の実施 ・ 外部委託していた事業に見直しを行い、経費節減を図る。 <p>[維持管理業務の基本的な方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「即時的対応を可能とする管理」の実現 ・ 生物多様性の効果的保全活動 ・ インセンティブマネジメントと費用対効果の高い管理業務の推進 ・ 利用者のユーザビリティ向上とニーズ把握に基づく「戦略的経営」 <p>[種・生態系の多様性を維持するための配慮のポイント]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営方針の柱のひとつに「生物多様性の保全」を添える経営と管理 ・ エリアごとに戦略を分けた管理（ゾーニング） ・ 生物・生態系に配慮した薬剤使用の制限 ・ 生物に関する知的水準の向上と専門知識をもとにした管理 ・ 定期的なモニタリングの実施
三重県上野森林公園の効用の最大発揮と県民サービスの向上に関する事項	<p>森林公園における森林環境教育は、三重の森林づくり条例の基本理念に基づき、以下の基本方針で遂行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者集中時に重点的にイベントを開催 ・ 森林の役割についての理解促進と、県産木材利用促進行事の実施 ・ 森林公園に愛着を持つリピーターの拡大 ・ 利用者アンケートの実施と経営への活用 <p>[三重の森林づくり条例の基本理念に沿った森林環境教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林が有する公益的機能についての理解を促進

		<ul style="list-style-type: none"> ・特に生物多様性の保全と涵養に関しては、実体験を中心とした学習機会を提供 ・森林と人々の生活の相互関係及びそれに関する歴史や文化についての県民の理解促進 ・県民の森づくり参画機会を提供 ・県産木材の住宅等への活用について、普及啓発活動を推進 [国際生物多様性年(平成22年)から国際森林年(平成23年)へ] 平成23年の「国際森林年」(International Year of Forests)にむけて普及活動を推進する。 [利用者数増大に向けた具体的な取組] ・ニーズに合わせた公園整備と利用者との関係維持、新規利用者の発掘、新聞等メディアの積極的活用などを実施 				
	管理に係る経費の効率性に関する事項	<p>従来の経費節減を踏まえ、次のことを主軸に効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部専門業者への複数年契約 ・ 植物管理、清掃業者に関してするボランティアとの協働 ・ 行事参加者、モリメイトへの案内通知等の電子媒体の利用 				
	管理に必要な人員及び財政的基礎に関する事項	<p>地域内雇用の維持の観点から、基本的に現在の職員を継続雇用する。また、現地管理責任者1名と、副管理者としての職員派遣を検討し、効率的な人員配置を実現する。当組合は財政的基盤や森林整備実績、経理処理体制を背景に、森林公園の管理運営能力を十分に有する。</p>				
収支計画書(千円)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	収入合計	26,310	26,310	26,310	26,310	
	内訳	指定管理料	26,310	26,310	26,310	26,310
		自主事業収入	0	0	0	0
		その他の収入	0	0	0	0
支出合計	26,310	26,310	26,310	26,310		
収支計画書(千円)	年度	27年度				
	収入合計	26,310				
	内訳	指定管理料	26,310			
		自主事業収入	0			
		その他の収入	0			
支出合計	26,310					

※ A4版2枚以内としてください。